

序 文

この安塚遺跡は、昭和53年度から着工となりました、県営ほ場整備事業新村地区にあり、県教育委員会の分布調査台帳に載っていない遺跡であります。昨年8月、県・市教育委員会の現地調査の際、地元新村の愛好会の方から古墳が出土するのではないかとのお話を伺いました。

11月初旬、区画整理の工事着工にあたり、市教育委員会、土地改良区、工事施行業者、地元愛好会の皆様と、出土した場合の取扱いについて事前打合せをしましたが、工事が始まり、耕土を少し剥取った段階から、我々の予想に反し、古墳が多數発見されました。

急拵、県教育委員会、市教育委員会の担当の方に現地調査を願いまして、遺跡の保存、調査方法、調査期間、費用負担等につき検討をいただき、この結果、緊急発掘調査を実施して、記録保存をするとの調査方針が決まり、市教育委員会で調査の委託を受けてもらうことになりました。

調査にあたり、その分布状況が把握できないため、耕土剥をしながら、発見次第、調査を願うことにして、最終的には9ヶ所の古墳が調査発掘されました。

この間にあって、県教育委員会の適切な指導、市教育委員会の受託体制及び地元負担金の身替り計上など迅速な処理、また発掘調査にあたっては、多忙中、調査団を編成された先生方の御努力によりまして、12月末までに現地調査が完了し、あわせて本年度のは場整備事業が当初計画通り3月末までに完了できますことは、これにたずさわっていただきました関係各位の御尽力のたまものと感謝しております。

なお、遺跡発掘にあたり、安塚、根石の改良区役員、一時利用予定者、新村愛好会、市新村出張所職員および工事施行業者の協力と理解により、支障なく調査が行なわれましたことに対して、併せて謝意を申し上げる次第であります。

昭和54年3月

長野県中信土地改良事務所長 酒井 弘美

序

新村安塚地区の埋蔵文化財は一部古文書等に散見している事を除くと今まで未確認の状態でしたが、此の度、長野県中信土地改良事務所所管の県営ほ場整備事業にともなって、古墳の存在が確認され、急掘本教育委員会に同地の緊急発掘調査が委託されたものであります。

本教育委員会では、ただちに、安塚古墳群発掘調査団を編成し、日本考古学協会員小松慶氏を団長として、調査に着手いたしました。

調査は、調査員各位の熱意と地元土地改良区関係各位、及び地元の皆さんとの協力によって初冬の寒さ厳しき中で進められ、その結果、8世紀の平地古墳群の存在が確認され、古代の新村地区はもとよりこの周辺地域の歴史を解明する上での多くの貴重な資料を得ることができました。

本書は、その結果を集録したもので、今回得られた資料を広く紹介すると共に、文化財保護の一助になれば幸いに存じます。

終りに、今回の調査に際しまして、多大なご協力、ご理解を示された関係各位に心から謝意を表して序といたします。

松本市教育委員会

教育長 赤 羽

誠

例　　言

1. 本書は昭和53年11月25日から12月28日にわたって行なわれた松本市新村安塚古墳群の緊急発掘報告書である。
1. 本調査は松本市教育委員会が主体となり別記調査団を編成して行なった。
1. 報告書の執筆分担は下記の如くであるが、その内容の責任は執筆者にある。

第1章 事務局、第2章 第1節 小松虔氏 第2節 倉科明正氏
第3章 第1節、第2節 浅輪俊行氏 第3節 大久保知巳氏
第4節 小松虔氏 第5節 三村織・山越正義氏 第6節 小松虔氏
第7節 小林康男氏 第4章 西沢寿晃氏 第5章 小松虔氏
1. 執筆内容の検討は時間の関係で充分でなく、今後の調査研究にまつものが多いが一部斎藤忠先生（大正大教授）にご教示をいただいた点もある。
1. 本書の編集は小松虔氏と事務局があたった。
1. 遺物は日本民俗資料館に保管してある。
1. 第6号古墳については地主川久保吉雄氏の熱意と地元町会、公民館の協力により保存の措置がとられた。

松本市新村安塚古墳群緊急発掘調査団

団長	小松	慶	日本考古学協会員
調査員	大久保	知巳	"
"	倉科	明正	長野県考古学会員
"	西沢	寿晃	"
"	浅輪	俊行	"
"	三村	肇	"
"	小林	康男	"
"	山越	正義	"

発掘調査協力者

安塚町会、新村公民館、新村歴史研究会、安塚農家組合、新村土地改良区、株式会社村瀬組
手塚克人、西村喜美次、川久保徹、手塚隆夫、関明文、神田直躬、上条正義、川久保一郎、齊藤
石夫、萩原博雄、高橋一郎、中平寿一郎、田中貞慶、小野恒乾 集(新村歴史研究会)
白崎卓、宮城孝二、谷崎史門、堀洋一、石田成二、石渡俊一、矢口晋司、山下俊幸、太田守彦、
馬場長光、田中美智子、納谷裕、山本紀之(以上信大)
樋宮正、寺崎猛、藤森斐康、百瀬文子、興賢次、中原みどり、菊地みち子、森下祐起子、百
瀬和幸、篠町一彦、上原一男、中村明善、上条孔信、桜井裕治、市岡勇一、川上英樹、中村武志、若
林由味子、遠藤彰、田中富貴子、伊藤英治(以上県ヶ丘高校) 柳沢正英、木挽俊彦、大山純子
(以上松商学園) 中村嘉也(美須ヶ丘高校) 柳沢順(鐵ヶ崎高校) 川久保吉雄、川久保吉
郎、古畑増男、西原豊、鈴木茂雄、永田誠二、岩波秀男、中島公也、赤羽純信、赤羽千鶴、赤羽
茂、本間利夫、市川尚文、中沢季、古畑敏幸

事務局

小川好治(社会教育課長) 神沢昌二郎(社会教育課文化係長) 大日向栄一・清野陽子(社会教
育課文化係主事) 川久保松次(新村公民館主査)

目 次

序 文	長野県中信土地改良事務所長 酒井 弘美	1
序	松本市教育委員会委員長 赤羽 誠	2
例 言		3
本文目次・図版目次等		5
第 1 章 発掘調査の経過		
第1節 発掘に至るまでの経過		7
第2節 発掘調査の経過		9
第 2 章 遺跡の立地と環境		
第1節 安塚古墳群の自然と周辺遺跡		14
第2節 歴史的環境		17
第 3 章 遺構・遺物		
第1節 第1・2・3号墳		37
第2節 第4号墳		39
第3節 第5号墳		40
第4節 第6号墳		50
第5節 第7号墳		54
第6節 第8号墳		59
第7節 第9号墳		65
第 4 章 安塚古墳群出土人骨所見		66
第 5 章 結 語		69
○古墳の年代		
○被 罪 者		
○結 び		

図 版 目 次

挿 図 目 次

図版 1 航空写真	73	第 1 図 遺跡付近の地質図	15
図版 2 遺跡の遠景(東南より)	74	第 2 図 安塚古墳群周辺遺跡図	16
図版 3 遺跡の近景(東南より)	74	第 3 図 安塚古墳群位置図	36
図版 4 惠靈祭	75	第 4 図 第1・第2・第3号墳見取図	37
図版 5 惠靈祭	75	第 5 図 第4号墳実測図	37
図版 6 元禄の古絵図	76	第 6 図 第1・第2・第4号墳出土遺物実測図	38
図版 7 第5号墳の石室	77	第 7 図 第5号墳石室内石実測図	42
図版 8 第5号墳の石室	77	第 8 図 第5号墳石室実測図	44
図版 9 第6号墳石室の石	78	第 9 図 第5号墳出土遺物実測図(1)	45
図版 10 第6号墳石室	78	第 10 図 第5号墳出土遺物実測図(2)	49
図版 11 第7号墳石室	79	第 11 図 第5号墳出土遺物実測図(3)	50
図版 12 第7号墳石室	79	第 12 図 第6号墳石室内石実測図	51
図版 13 第8号墳石室の石	80	第 13 図 第6号墳石室実測図	51
図版 14 第8号墳全景(南より)	80	第 14 図 第6号墳側壁実測図	52
図版 15 第8号墳全景(東南より)	81	第 15 図 第6号墳出土遺物実測図	53
図版 16 第8号墳石室	81	第 16 図 第7号墳石室内石実測図	54
図版 17 第1・2・4号墳出土遺物	82	第 17 図 第7号墳石室実測図	55
図版 18 第5号墳出土遺物(1)	83	第 18 図 第7号墳出土遺物実測図	56
図版 19 第5号墳出土遺物(2)	84	第 19 図 第8号墳発掘地盤実測図	58
図版 20 第5号墳出土遺物(3)	85	第 20 図 第8号墳石室実測図	59
図版 21 第7号墳出土遺物	86	第 21 図 第8号墳側壁実測図	60
図版 22 第6・8号墳出土遺物	87	第 22 図 第8号墳側壁実測図	60
図版 23 第8号墳出土遺物(1)	88	第 23 図 第8号墳出土遺物実測図(1)	61
図版 24 第8号墳出土遺物(2)	89	第 24 図 第8号墳出土遺物実測図(2)	63
		第 25 図 第8号墳出土遺物実測図(3)	64
		第 26 図 第8号墳南側地層断面実測図	64
		第 27 図 第9号墳出土遺物実測図	66

第1章 発掘調査の経過

第1節 発掘に至るまでの経過

(1)

地区の歴史研究のため新村公民館が集めた資料のなかにつぎのようなものがある。これはすべて何らかの土木工事の際に発見されたものであり、正確な記録、写真、測量図などはなくすべてメモ程度のものである。

1. 昭和30年春山王地区において水道工事中地下45cm～60cmの深さより住居址らしいものを発見
2. 昭和30年春安塚集会所(現安塚公民館)西において水道工事中道路地下90cmより古墳らしい石積発見
3. 昭和30年春水道工事中南新小野神社東100mの地点の道路地下75cmから古墳らしいものを発見。同時に須恵器片多数発見
4. 昭和30年春小野神社東北100mの水田の地下45cm位の深さの場所から住居址らしいものを発見。赤みがかった土器片、木灰を発見
5. 昭和30年春安塚地区水道工事中に道祖神東道路下より3ヶ所の古墳らしい石積発見
6. 昭和31年春新村駅前水道工事中地下1mより古墳らしい積石を発見
7. 昭和36年春南新東の本郷集乳所北の水田地下1m50cmの所から住居址らしいものを発見。赤みがかった土器片発見
8. 昭和39年2月27日根石地区で道路工事中地下70cmの場所より古墳らしい石積発見
9. 昭和40年1月29日南新中集会所東の道路工事中古墳らしい積石発見
10. 昭和53年5月1日和田・新、県営圃場整備工事中排水路工事で古墳らしいものに接触直徑30～40cmの偏平な石を20個掘り出した。

以上は地区内において各種の工事中に発見されたものであるが正確な記録がないので果してこれらが古墳や住居址であったかは現在まで正式には確認されていない。その他古墳として地区内に現存するものは安塚地区の水田の墓地の中にある通称穴薬師といわれているものが一ヶ所あるだけである。しかしこれも正式な調査は今まで実施されていないが、新村歴史研究会会員や、島立・赤沢千晴氏により関心がもたれていた。

今まで正確な調査が行なわれたのは南新小野神社西の秋葉原遺跡だけである。

この遺跡は昭和28年4月10日畠の中から発見された。当時の記録によると、地下1m広さ約7平方米、円形の偏平石が階段状に敷き詰められその間に提瓶、皿など須恵器が埋まっている。年代は土器の形状から1200年前のものと推定される。ここからの出土品は松本博物館に保管した。とされている。これが新村地区における正式な発掘調査の唯一のものである。

以上のような状況から遺跡と思われるものの発見場所は大部分が新南、山王、安塚に集中していることから新村公民館、新村歴史研究会はこの地区にとくに注意をしていた。

昭和53年11月から県営圃場整備事業が前記安塚地区より開始され、新村公民館、新村歴史研究会では工事施行にともなって古墳が発見されることを予想して土地改良区へ調査協力を申入れた。

工事は53年11月6日より開始されたが新村歴史研究会員は遺跡発見のため連日工事に立合った。11月9日午前8時3ヶ所に古墳を発見し新村歴史研究会員が調査を行ない遺物として土器、人骨を発見した。

さらに11月10日新しく発見した古墳より土器、鐵鎌、刀を発見した。そして松本市教育委員会へ報告し、11月13日県文化課の指導を受け、11月25日より松本市教育委員会の編成した調査団により調査を開始した。

(2)

53年10月4日(水)県教育委員会による昭和54年度耕地事業実施計画地区内の埋蔵文化財の保護について、市教育委員室において説明、後現地視察。出席者、県文化課丸山指導主事、中信土地改良事務所関係係伊藤係長、箱山主事、新村土地改良区柳沢主事、日本民俗資料館小松主事、耕地課二村技師、新村公民館川久保主事、市教育委員会神沢。

この中で新村島立条理遺構が同地区内230ヘクタールの構造改善事業により破壊されるので、文化財保護の立場からあらかじめ調査を行なって保存をはかりたい。しかし条理の南側部分は既に工事が終了していることと、広範囲にわたるので、特に発掘調査はせず、記録保存を行なうこととする。

新村安塚地区は条理遺構には入っていないが、周辺地域から土器、須恵器等の出土をみている。しかし本事業は遺物包含層に達しないと判断されるので、立合調査とすることにする。

53.11.2(木)新村公民館川久保主事、社会教育課神沢とで工事地区の大石の存在箇所調査、国道西北側で2ヶ所に長径1m20cm程度の大石がある。

53.11.6(月)ブルドーザーが入り、新村歴史研究会に依頼して立合調査はじまる。

53.11.10(金)国道寄り地点(後に第5号古墳とする)より石積み出土の連絡あり、市内研究者倉科明正氏と社会教育大日向、神沢により現地調査、剣1本および須恵器片出土、県文化課へ電話により報告、今後の指示をおおぐ。

53.11.11.(土) 中信土地改良事務所と社会教育課により現地調査。他に4ヶ所に古墳らしき地点あり。

53.11.13.(月) 県文化課課長指導主事、伊藤係長、市耕地課課内主査、地元関係者らの現地調査のうえ、緊急に清掃調査を行なうこととする。なお古墳は江戸時代の開田によって、既に上部部分が破壊されており、残存する下部が今回調査の対象となるので、概算費用は5ヶ所で400千円とする。な25今後同様造構が発見された場合は話し合うこととする。

53.11.22(火) 市役所にて調査員打合せ会を行なう。出席者 小松団長、倉科、大久保、三村、浅輪調査員。発掘に至る経過と、過去の出土例、発掘調査の方針などを確認する。

第2節 発掘調査の経過

○ 53年11月25日(土) 霧探し。晴

午前9時現地集合、小松団長、倉科・三村調査員らおよび地元工事関係者、歴史研究会、公民館関係者により神事を挙行。ひき続き、第1～第3地点を発掘するが造構が検出されないため中止。

午後第6号古墳を全員で発掘。長径50～60cm大の石が多数検出されたが、本日では古墳と確認はできない。須恵器片1出土。

小松団長、浅輪調査員、測量作業行なう。

○ 11月26日(日) 曇

二班に分れて作業を行なう。

一班は小松団長、三村、山越調査員、高校生らによって、第6地点を拡張発掘。清掃により古墳と確認し、第6号古墳とする。

他の班は浅輪調査員、地元協力者とともに第4号古墳、第5号古墳を発掘する。耕土が深いためブルドーザーで耕土して、あと手掘りとする。

第4号古墳は基盤上部より土師器片出土、その北側に積石が検出される。

第5号古墳は石室に落ちこんだ石を出す。石室内北側石周辺より骨片が出土する。市川氏らにより石室南入口部分の平板測量を行なう。

出土遺物は須恵器片、同蓋杯、長首壹級片他。

○ 11月27日(月) 小雨

小松団長、三村調査員らにより第6号古墳北西部分にテントを張り拡張発掘。11時すぎ地元協力

者の参加により、第4号古墳にもテントを張り、倉科調査員らにより前日に続いて発掘。検出遺物
鉄鏃3、須恵器片・土師器片・白色小玉1(後世のものらしい)

午後、第6号古墳、鏡石検出。ほぼ全容が判る。第4号古墳、平板測量を神沢、大日向が行なう。
信濃毎日記者取材に来訪。

○11月28日(火) 晴

全日、小松団長、西沢、大久保、倉科調査員らにより第5号古墳の拡張。石室内作業が多くなったため、調査員が中心になって作業を行なう。石室北壁が検出され、長径10m余となる。北側及び南側の両端がやや末広に広がっている。石室北側に人骨腰下部検出。入口東南部より須恵器片多数、他に土師器片、白光片出土する。

第4号古墳については、清掃、断面図とる。NHK取材に来訪。

○11月29日(水) 晴、午後3時すぎ雨

西側工事中に径5m余の集石検出との報告をうけ、倉科、大久保調査員調査(後に第8号古墳の周辺内石とわかる)

小松団長以下、全員で第5号古墳の掘り下げ。本間氏らにより第5号古墳平板、断面図とる。

午後第5号古墳、前庭および石室内浮石排除、二ヶ所より直刀1本づつ出土(ともに鞘のため取りあげられない)

○11月30日(木) 晴、霧探し

第5号古墳、大久保調査員他で測量、大久保、倉科調査員により石室入口周辺部の発掘縁軸他出土。

第5号古墳南に南北に長く、周辺を求めて地元協力者により掘る。

第6号古墳は小松団長らにより測量を行なう。

○12月1日(金) 晴

第5号古墳 中沢、大日向他で測量完了。遺物掘り下げ。

第6号古墳 小松団長以下により落込んだ石の排除。特に中央にある大石は、村瀬組の協力を得てブルドーザーで引き上げる。石室全体をみると、二対に立石があった様子がうかがわれ、石室は三つに分かたれる。

なお午後、中信土地改良事務所伊藤係長、村瀬組小松現場主任、新村土地改良区御沢主事、新村公民館川久保主事、事務局神沢により今後の発掘調査ヶ所などについて打合せる。

○ 12月2日(土)雨

作業は第6号古墳の壁面実測を信大生および小林・三村調査員にて午前、午後にわたって行なう。

午後高校生の参加により第5号古墳の剣を石膏でとりあげ、床面を掘り下げる。遺物は金環1
一方、本間・大日向により全体測量も行なう。

なお午前10時より、新村土地改良区神田理事長、市耕地課西村係長、横内主査、事務局小川課長、
神沢らで西側に発見されている古墳の発掘調査の日程について打合せる。

○ 12月3日(日)

三村、浅輪調査員らにより土器洗いおよび註記作業。

午後、第5号古墳の床面整理、坏1点出土、第5・第6号古墳の断面図とる。

本日をもって中間の休みとし、次は9日より再開する。

○ 12月9日(土)晴

本日より追加地点の発掘開始。

二班に分れて行なう。

① 第10号地点を信大生が発掘。しかし、古墳にはあたらず中止とする。午後2時より、第7号
地点に合流する。

② 第7号古墳を小松団長、大久保調査員、松本市の文化財を愛護する会々員、地元協力者らによっ
て発掘。当初メモによって掘るが当らず、ブルドーザーで、その東側の耕土を排除、あと手掘りで掘
りすゝみ古墳と確認。出土遺物須恵器片10余点。

○ 12月10日(日)晴

三班に分れて作業を行なう。

① 第7号古墳を小松団長、信大生2名とにより落込石の排出、清掃、測量を行なう。

② 浅輪・三村・山越調査員と信大生、県ヶ丘高校生らにより、第8号古墳の発掘を行なう。現在
現われている石を中心に南北にトレントを設定して掘る。石群の南側は砂層で、北側はやや堅い小礫
まじりの赤褐色を呈する土層である。石群は砂層の上にのっている。午後掘り進んだところ、トレント
と交叉するように東西に50~70cm大の石が一列に並んで現われる。出土遺物 土師・須恵器片。
そのため西北部分の発掘が必要となるため、ブルドーザーで排土してもらう。

③ 第9号地点を午後3時より信大生等により発掘、表土をはぐ。遺物 須恵器1片のみ、古墳と
して使用された石と思われるものは2ヶのみで、古墳の存在はうかがえない。

○ 12月11日(月) 曇

全員で第8号古墳の調査を継続する。

① 小松団長、信大田により南側トレンチ部分の平板測量

② ブルドーザーによりトレンチ拡張部分の北側部分排土。午後、人力により排土作業を行なう。墳丘の土留め石がまわっており、石室の南側部分が検出される。石室は南北約10mである。また黒色砂礫層の落込みにより巾1.5m、深さ55cm。周辺を確認する。この底部より須恵器片多量を検出。土師器片も若干ある。石室上に大石2ヶがのっている。



○ 12月12日(火) 晴

地元関係者により第8号古墳において魂抜きが行なわれる。

発掘調査は、小松団長、倉科・大久保調査員、信大生らにより前日に継続して行なう。石室の積石列の掘り出しと清掃を行なう。出土遺物 鉄鎌1、須恵器片、石室内最奥部と入口近くで人骨発見。

○ 12月13日(水) 晴

第8号古墳石室内落込み石の排土を、倉科調査員、信大生らにより行なう。小松団長他で測量作業。大日向らで断面図測定。出土遺物は、石室内より金環1、帶金具1、石室入口周辺より須恵器片出土、大石周辺より馬の歯出土。

○ 12月14日(木) 晴

川久保主事を中心に落込んでいる大石2ヶ他1を1日がかりで石室外へ出す。小松団長、倉科・西沢・大久保調査員他で周辺及び土留石の範囲の確認作業を行なう。須恵器、灰釉破片出土。石室内で人骨発見。

○ 12月15日(金) 曇

小松団長、倉科調査員、信大生らにより第8号古墳の継続調査。

出土遺物 帯、せめ金具1、剣1、金環1

○ 12月16日(土) 晴

小松団長、倉科・浅輪・西沢調査員、信大生、県ヶ丘高校生らによって第8号古墳の継続調査を行なう。

午後、安塚公民館において現地説明会を行なう。参加者、地元住民および松本市文化財愛護の会々員ら約80名。小松団長の説明および調査員による出土遺物および現地説明を行なう。地元の人々の関心はつよい。

○ 12月17日(日) 晴

小松団長、大久保・三村・浅輪調査員、信大生、県ヶ丘、松商学園高校生らにより第8号古墳の測量および、周辺の東側範囲の確認を行なうが開田の際に破壊されたのか不明である。

本日で現地作業は終了とする。



○ 12月18日(月) 曇

小松団長、大久保・浅輪調査員らにより土器洗い。

○ 12月26日(火) 晴

午後1時より大正大斎藤忠教授により現場観察。3時より安塚公民館にて話し合い。安塚古墳群の性格など教示をうける。同席、小松団長、大久保・浅輪調査員他。

○ 12月27日(水) 晴

基盤整備工事の進行上12月中に埋戻しをしてほしいとのことで今日より埋戻し作業を行なう。三村調査員他地元協力者らにより第8号古墳のうめたて。田園となってもぬからないようにと、なるべく石を敷いて基盤をつくる。雪どけの土は重く作業ははかどらない。

○ 12月28日(木) 小雨

地元協力者により埋戻し作業。第8号古墳第9号地点、第5号古墳をうめる。

○ 12月29日(金) 晴

川久保主事により、残り部分について埋戻し。なお第6号古墳は地主川久保吉雄氏の意向により保存することとなる。

見学者名

倉田三四郎、松本遺跡散歩の会々員、芝沢小学校教諭、児童

第2章 遺跡の立地と環境

第1節 安塚古墳群の自然と周辺遺跡

安塚古墳群は松本市新村安塚にある。松本市に合併前は東筑摩郡新村である。新村は松本平の西、山麓に近く、上高地の奥槍岳 3,180m に源を発する梓川の河岸段は左岸では三段、右岸では四段あり、その四段丘は押出面であり、遺跡地はその四段丘面上にある。新村地区には西の三備から伸びている段丘が根石から野麦街道に沿って東に伸び、やがて街道を横切り上高地線の新村駅北および、小野神社の北を通って次第に低くなり、東新の西で南に曲り芝沢川附近で消えている。火山灰土は三溝駅附近ではかなり厚くあるが、根石附近は下層に火山灰土ではなく砂礫土にかわるとされ、15~20cm 下は砾層になる。安塚附近は 30cm 位の深さの壤土とされ、東に行くにしたがって深くよい水田となる。

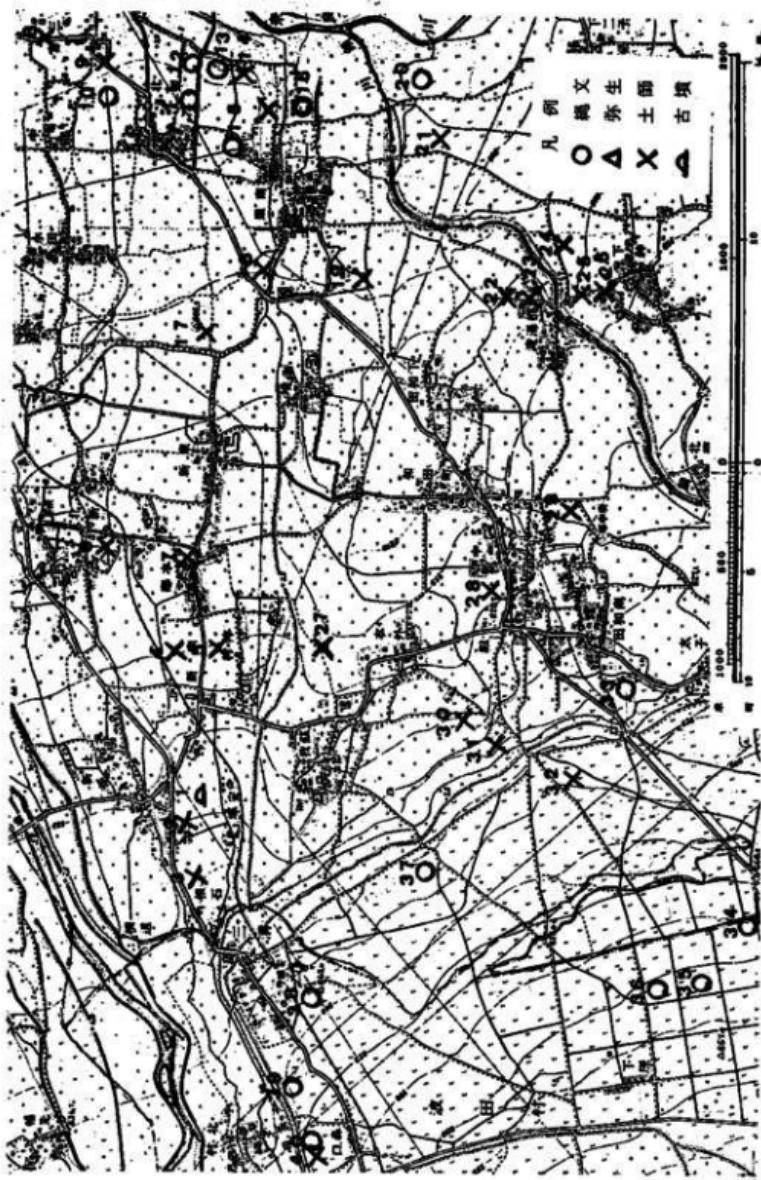
(第1図)

遺跡地の周辺遺跡(第2図)は東の奈良井川に沿って島立地区の南東から三の宮にかけて縄文中期中頃の遺跡が発見されており、土師遺跡もあるが何れも深い地層内にあり、偶然の機会の発見でありかなりの遺跡があることが推測される。南の和田地区は奈良井川の支流、鎮川の左岸に沿って北側にあり、和田地区的西側は水田地帯をおいて畑地帯で、波田町と接している。この地区も遺跡の発見は少なくないが縄文、弥生、土師の遺跡が散在し、鎮川の支流になる三間沢川地域が多く、部落の中に這入っては土師の遺跡が目立つ。蘇我の西にある 37 の縄文の遺跡は前期末か中期初頭の遺跡であり、今後この附近的遺跡の発見が望まれる。西の波田町には多くの遺跡があるが、近くの三溝から森口にかけては、河岸段丘線に沿って縄文中期の遺跡が知られ、森口の草原は勝れた出土品がある。

新村地区的遺跡をみると、安塚附近には古墳とみられる遺構が今迄に 9ヶ所があり、一部を除いて何れも石を伴っており、今後注意が望まれる。そしてその地域は根石、安塚、南新と東西の線になり、今後古墳が発見されるとしてもこの地域から外れるものは、数においては多くあるまい。東に下って高岡中学校のプール建設の折 1m 位の地下より、土台石とみられる石や、須恵器が出土したが調査の余裕をもてなかつた。島立地区的南東神社の南の開田の折も 19 の地点でブルドーザーによる整地作業中に須恵器の大甕が 3 箇並んで発見されたが上部は失い、遺構迄の調査には至らなかつた。新村、島立、和田地区とも水田地帯のため、遺跡の発見は遺構の調査迄には一度も実施されておらず、加えて最近の大型の畠場整備事業は急速に進められつゝあり、27 の地点も、大石の出土があり、塚の様であったと聞くが調査はなく工事は終了している。



第1図 遺跡付近の地質図



安陽古墳群兩邊遺跡圖 第2回

新村地区の稻作の発生時期を考える時、遺跡の上より考えると、和田の太子堂南方の弥生初期の遺跡の存在はどのような影響をあたえたであろうか。又用水は和田、島立、神林と同じ水系であり、これらの地区との関係は古代からどのように認められて、水田の開発はなされてきたのだろうか。新村、和田、島立は水田地帯であるが、この地区的開発に安塚古墳にねむる人達は大きな活躍をしたろうが、私達は今度の発掘まで全く古墳の存在を忘れていたし、古墳安塚と記されても全く存在の意義については記されていない。新村地区的歴史は今後であり、安塚古墳の発掘はその第一歩であると考える。

（小松 康）

第2節 歴史的環境

1. 歴史的経過とその環境

安塚古墳群のある松本市新村は昭和29年8月1日町村合併令により隣接する松本市に合併するまでは、上新・北新・下新・南新・東新という5つの集落があつまって東筑摩郡新村と称する地方自治体を形成していたのである。これらの5集落はかつて、それぞれ独立した村落であり、古墳群のあった安塚地籍は、このうちの南新に入っていたのである。以下は安塚古墳群を形成した歴史的な背景とその環境について述べることとする。

安塚古墳群形成の歴史を語るには、その周辺の歴史を含めて広い範囲から、次第に新村地区的歴史へと、その軸を絞って行かなくてはならないのである。

周辺の範囲とは、現在梓川右岸に展開し、梓川水系の流水をもって灌漑する水田地帯と、その間に交差する畠地・座敷・道路・堀などを含む地域、即ち東筑摩郡波田町と松本市大字新村・和田・神林（鏡川水系による灌漑されている地帯は除外する）・島立の4地区をもって、その範囲とする。

松本市和田地区の歴史については、東筑摩郡郷土資料編纂会（後に東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会と改称する）が東筑摩郡誌（後に東筑摩郡・松本市・塩尻市誌と改められる）を編纂するにあたって、昭和27年当時の東筑摩郡和田村（後に松本市に合併する）を総合調査して、その結果をまとめた「文化部中間報告第六集、堀を中心とした和田村総合調査報告—昭和28年刊」によるとその中で「和田村の歴史」について、顧問の一志茂樹氏は古代史をのべたところで、推古天皇3年（595）難波の荒陵寺（現在の大坂府四天王寺）へ勤効によって納入された封戸として、全国六箇所の中に見えていた「信濃國筑摩郡荒田郷五十畠」をもって、梓川右岸の地域に當て、更に島立地区的歴史については、「島立乃生立—昭和34年刊、松本市島立郷土資料保存会編」においても、同様な見解を示している。

また「東筑摩郡・松本市・塙尻市誌第二卷上昭和48年刊」に於ても何ら史料に批判を加えられることなく、この説を踏襲しているが、推古天皇3年に勅命によって納入されたとする「信濃國筑摩郡荒田郷五十石」の記事こそ厳密に史料批判が加えられているならば、多分に疑問が持たれるはずである。

この史料に見られる国名の信濃、郡名の筑摩、評の使用か郡か、郷名の使用と番(えん)名などについて、次のような考察を加えてみる。

諸国郡郷の名は好き字の二字をつけよ、との令が出された和銅6年(713)5月2日以前、即ち和銅5年(712)に成立した「古事記」には、はっきりと科野國と見え、また郡名筑摩についても、「日本書紀」にある天武天皇14年(685)10月10日の記事には、信濃國東間(つかま)温泉に行宮(かりのみや)を造らしむとみえ、和銅6年の改令によって、既に郡名は筑摩郡と替っているものと考えられるのに、温泉はその郡名とは関係なく旧字遣いの東間を使用していること、これより遙かに後代のことではあるが、鎌倉時代末期の嘉慶4年(1329)3月、北条氏の発令による信濃國諏訪神社(現在は「諏訪大社」と呼ばれている)の「大宮御造栄(營)之目録—諏訪大社所蔵」によれば、

大宮御造栄(營)之目録

右上社御宝殿者、安曇・塙間両郡三十六郷云々とあって、筑摩郡の郡名には旧字の塙間を用いており、また更にくだった明治7年(1874)の地租改正の際に信濃國筑摩郡第二大区十小区中林村(現在の松本市大字筑摩のうち中林)において作られた中林村田畠一筆限地引帳の附属絵図である地引絵図(松本市大字筑摩の横内保房氏所蔵)には、地字塙間がついた畠地などが14筆(176~190番)総面積九反五畝七歩の土地が地字神田境、大矢塙、山道南などの間に囲まれて存在しているのである。中林村は現在でも大字筑摩の中に入っているように、かつては筑摩村(郷)内の一集落であったものであり、郡名のもととなった旧筑摩郷内に旧字を遺す塙間の存在こそ、筑摩に改められる以前は東間又は塙間の用字が使われていたものであろう。

国郡郷制の問題であるが、近年都城などの発掘調査が進み、数多くの木簡類などが発見されてきたことによって、今まで不明であった歴史が解明されてきているのである。

郡(こおり)制は7世紀中ごろ評(こおり)制から発展してきたものとされ、評制は大化の改新頃に定められたことが明らかであるとされている。特に藤原宮跡からは、「己亥年十月上挾國阿波評松里」という木簡が出土したが、ここに見える己亥年は文武天皇3年(699)に当って、評制が淨御原(きよみはら)令で公式に存在していたことが立証されている。

また「多胡碑—尾崎喜左雄著」によれば、那須国造碑(国宝指定)の中で、永昌元年己丑四月、飛鳥淨御原大宮のとき、那須国造追大名那須直章提、評督を賜わる。とあって、永昌元年は唐の則天武后的時の年号で、その元年(689)は、わが国の持統天皇即位3年にあたっている。この史料によつて次の大宝元年(701)の大宝律令によって、国評里制から国郡郷制へと移行されて行ったとする説が、現在日本史の学界において定説とされているのである。

郷(さと)も大宝律令以前に於ては里(さと)の用字が使われているのは既述の通りである。大宝令によって里が郷(さと)となり、里はござとして郷の下部組織の名称となって、後には廃止されてしまうのである。

五十戸が一里の制は、既に大化の改新以後に見えていたが、確実には五十戸一郷制は大宝令以後のことである。五十戸に替る五十畠の用字は「続日本記」の、神護景雲3年(769)7月丁亥の条に、

周防国五十畠 入四天王寺

とあって、大宝令以前には戸にかわるに畠の用字は使われていないのであり、以後に於ても正式な用字ではないのである。

これらのことによって、推古天皇3年の記事がその当時に書かれたとするならば、当然「科野国東(塚)間評荒田里五十戸」とあるべきものを、大宝令によって改められた国都郷制と和銅6年5月2日令による改字以後の表現記述方法である「信濃国筑摩郡荒田郷五十畠」とあるところから、この記事は奈良時代になって書かれたものか、あるいは疑作とも見られるところから、この史料の真実性を疑いこれを取上げないものとする。但し荒田とは新田のこととまだ熟田となっていない田をいうのである。

荒田の地字については、延宝2年5月18日の下新村帳地帳によれば、荒田中田九畝歩吉兵衛、同所下田六畝拾五歩同人とわずか二筆一反五畝十五歩の水田がある。

それでは、この地域の総体名は何と呼ばれていたものであろうか。それは安塚古墳群が今回の発掘調査によって、その築造された年代を七世紀末から八世紀初頭と推定されているところから、この地域の大きな開発が始まったのは、六~七世紀の初めと考えられる。

そのことから平安時代承平年中(931~937)に成立した倭名類聚抄に記載のある信濃国筑摩郡内六郷のうち大井郷をもって、一応この地域にあてはめたいものである。

その理由とするところは、大井郷の井とは次の史料に見られるように、堰を指したものであることが判っている。

延長5年(927)に成立した延喜式によれば、その中の田令集に井溝がある。

新出之地、負公水者、皆為國分、雖新出之地、私開井溝造食者、為望田也
とあり、この梓川右岸流域でも井を村名として付けられている村々がある。一つは和田荒井村で、いま一つは島立の荒井村である。このうち和田荒井村は明治5年村名を改め蘇我として現在に至っている。梓川左岸の現南安曇郡梓川村梓の立田に荒井集落がある。

これらのことから、大井とは大きな堰を意味し、大井郷は大きい堰によって開かれた耕地(特に水田)をもっている郷という意に外ならないのである。荒井もまた新しい堰によって開かれた村という意である。

現在でも梓川水系で最も上(東筑摩郡波田町上波田赤松)から排水する和田堰は古来梓川水系の堰

のうちで一番強い水利権をもっている。用水堰の堰の使用について、前記和田村の歴史及び島立の生立では、堰の使用は今から400年くらい前からとされているが、天平神護2年(768)には、溝・堰・井とともに同時に使われていて、この説は否定されるべきである。

古代和田堰の揚げ口を大井口と呼んでいたことが、文書や伝承にあり、またこれより下流から揚水されている新村堰の揚げ口は、天保11年(1840)6月の水論文書(松本市新村下新・柳沢家所蔵)には大口とのみ称している。

延喜式内神名帳に記載されている信濃国筑摩郡内の三社のうち岡田神社の鎮座する現松本市岡田地区に於ても、地区内ほとんどの水田を灌漑している大口堰は隣接する松本市大字稀倉(本郷地区内)から揚水しているのであるが、この堰の取り入れ口を古来大口と称え来ったことが、古文書などに見えていている。

この大口堰の取り入れ口附近には、水口神社が鎮座しており、明治12年の岡本村神社寺院明細帳(松本市役所本郷支所所蔵文書)によれば白雉5年(654)岡田神社と同時に勧請したことが記されている。この勧請の年代は実年代とは考えられないが、祭神が同じく水神であるところから、この社は本流の女鳥羽川と水口堰に向いていて、この川と堰を祀った社であることに間違いない、大水口なるを以て、ここに勧請したこと伝えている。

新村堰(川)によって灌漑されている松本市新村地区のうち上新・北新・下新と島立地区を含む松本市の西南部の平坦地帯は、市内でも有数な豊饒地帯であって、ここにうち島立地区内の三之宮集落には、既記した延喜式内の沙田神社(別称三の宮)が鎮座されている。この社は島立郷の中心部中村に近くあって、集落の名も亦三の宮と称し、神社の大庭であった所も、大庭を集落とする大庭があり、また平安時代以来神仏習合を伝える別当寺の神宮寺が、かつてあったことなどこの社の古社でもあり、大社でもあって、旧島立八幡村の氏神でもあるのである。

このように式内社をもつ両地域の水田を潤す堰の取り入れ口が、ともに大口と称していることは、それぞれに共通した意味があるものであろう。

この大口(大口堰)よりもなお一段と上位に位置し、梓川水系のどの堰よりも強い水利権をもつ和田堰の取り入れ口を大井口と称えられているところから、和田堰の旧名は大井ではなかったかとも考えられている。

和田堰の名称は大井口から、波田町の三溝地内で神林堰・中の堰・芝沢の三堰に分流して、ここより下流は和田堰の名を失うのである。ここで分れた三つの堰も下流に行くに従って小さな支堰を出して行きものとの堰名を失っている。

和田堰の開溝によって、何時頃どの方面から開発の手がのびていったものか判らないが、この堰と新村堰の流域の開拓によって、生活が安定して、経済力を蓄積し余裕が出来て安塚古墳群などの古墳の築造に従ったものと推考される。

その古墳もまた後年には、破壊されて水田や畠地と化してしまっている。この破壊された古墳のうち幾つかは、もと古墳（古塚）のあったことを示す塚田・塚畠・塚添などの小地名として、わずかに残っている。

次に和田塚・新村塚の水系別に古墳跡と関係ある小地名を検地帳と現在の土地台帳の上から探って見ると次の如くである。

和田塚の関係流域から始まると、波田町の三清では、慶安5年（1651）以降の検地帳によると、水田の中に少なくとも2～3箇所に亘って塚田の地名が見えるのが、現在では既に失われて残っていない。その上近年の構造改善事業によって、敷地形までも完全に失われてしまっている。

松本市新村地区の南新に於ては、本村関係で延宝2年（1674）以後の検地帳では、塚田が二箇所と鉄鉢が出土したものとも考えられる鉢塚が見え、現在も残っている。

同村のうち安塚分では、塚田が2箇所があり、元禄14年（1701）の安塚原の境論文書には、現在でも安塚の地名は中字の級として生き続けている。

東新では検地帳類には見当らないが、明治17年の地名調査には塚田の地名があり、土地台帳にも残っている。

和田地区においては、總て元禄3年（1690）の検地が基礎であるが、蘇我（明治5年以前は旧名荒井村）以外旧七個村の検地帳は未調査のため甚だ残念であるが現在のところ確認することはできないのである。

蘇我の場合は同年の検地帳に、道上塚田・拾五間・拾間、上田五畝歩・善右エ門とはっきりと古墳の存在が認められ、構造改善事業が始まるまでこの地名は残っていたが、その後は恐らく失われてしまったことであろう。

その外中村に塚田、和田町に塚畠の地名が土地台帳に見えるが、今次の前記の圃場整備事業により、その敷地形と共に完全に失われてしまったのである。

神林地区では鍋川左岸の梶海渡では、延宝4年（1676）の検地帳には、塚田の地名が認められるが、現在は残っていない。また川西（木代）では検地帳が未調査のため判らないが、土地台帳の面では塚田・塚畠の地名が見られている。（第1表、第2表、第3表）

以上のように地名から拾った古墳跡関係のものと、痕跡を確認を含む数とから、この梓川右岸の地域には、かつて50～60基以上の古墳があつて、終末期古墳文化の花が一時に開いたものであろう。

松本市内には松本地方第一の古墳數をもつ中山地区では、かつて100基以上の古墳があり、また女鳥羽川水系の本郷・岡田地区内にも、これまた50基以上の古墳と古墳関係の地名が確認されていて、ともに古墳の濃厚な分布地帯といえよう。

第1表

古墳関係地名表1(和田堰水系地籍)

市町村名	地区名	換地帳(1651~1865)	土地台帳(1888~1978)
波田町	上波田	0	0
	下波田	0	0
	三溝	塚田(2~3)	0
松本市	新村南新	塚田(2)、(鉢塚)	塚田、安塚口
	(安塚)	塚田(2)、安塚(夜巣塚)	安塚(八十塚、夜巣塚)
	東新	0	塚田
	蘇我(荒井)	塚田	塚田
	衣外	—	0
	境	—	0
	中村	—	塚田
	殿	—	0
	和田町	—	塚畠
	下和田	—	0
	南和田	—	0
	神林堤海渡	塚田	0
	水代(川西)	—	塚田、塚畠

(註) 松本市和田地区 8
集落のうち蘇我(荒井
村)を除く7集落の換
地帳は未調査につき不
明であり、松本市神林
地区のうち上神林の換
地帳は未調査であるた
め確實は結果は得られ
なかった。中世の行人
塚、藤塚など古墳と関
係ないものは除外した
ので誤解されたい。

次に和田堰水系と新村堰水系によって開かれた、水田及び畠の面積について、換地帳から見ると第4表のようである。

現在和田堰によって灌漑されている水田面積は、和田地区一円340町6反4畝16歩、新村地区のうち南新と東新で54町1反6畝11歩、神林地区一円で341町7反4畝3歩、此の外波田町地内で約100町歩、合計836町5反5畝歩である。

この外異説によると和田堰における灌漑反別は589町1反2畝16歩の内和田地区が315町2畝3歩、神林地区が217町7反6畝歩、新村のうち南新と東新で56町3反4畝23歩と外に波田地籍に於て約100町歩を灌漑しているとあるが、何れが是か非かきめ難いので今回の場合は双方を提示しておいた。何れにしても和田堰は、旧東筑郡最大の灌漑面積をもっており、梓川右岸第二の灌漑面積をもつ新村堰流域を含めて、大堰のある郷即ち大井の郷といわれたのではなかったかと推定される。

第2表

古墳関係地名表2(新村堰水系地域)

市町村名	地区名	桜地帳(1651~1865)	現在の土地台帳(1888~1978)
松本市	新村上新	塚田(2) 塚畠	塚田
	北新	塚田(2~3) 塚畠, 塚添	塚田, 塚畠
	下新	塚田(2~3) 塚畠, 塚添	塚田, 塚添
	島立町	塚田, 塚畠	0
	永田	塚田	0
	中村	塚田(2)	0
	三ノ宮	0	0
	大庭	塚田, 塚畠	塚田
	小柴	塚田	0
	堀米	0	0
	荒井	0	0
	北栗林	塚田(2)	0
	南栗林	元塚上	元塚上

第3表

古墳の地名による概数と確認数との比較表

市町村名	地区名	古墳概数	現在確認数	備考
波田町	三溝	2~3	0	
松本市	新村	12~15	25	今次の発掘並びに現在まで発見されたものを含む
	和田	3	0	和田地区においても圃場整備事業により古墳の存在が確認されている
	神林	3	0	
	島立	10~11	1	将来の耕地整理事業の際は特に注意を要する
	計	24~35	26	

第4表

江戸時代初期(1651~1690)和田堰水系村落田畠地積表

市町村名	地区名	水田面積 畝步	畠面積 畝步
波田町	上波田	1580.00	5304.21
	三溝	4369.15	1991.03
松本市	新村南新	3004.27	559.03
	(安塙)西原新田	117.15	106.03
	東新	1660.03	1104.27
	和田蘇我	1858.21	3224.22
	衣外		
	境		
	中村	1285.29	2435.29
	殿	1679.22	3179.14
	和田町		
	下和田	1296.04	1994.05
	南和田		
	神林梶瀬渡	1015.03	723.21
	水代 (川西)		

(註) 上波田村の水田の一部は水沢川など、小溪流の掛りがあって、区別しがたく。また畠方の一部は和田堰水系と関係ある地帯にあるも大部は丘上にあって和田堰とは関係なく、三溝の畠方の大部は段丘上にある。
 衣外・境・和田町・南新田は未調査のため詳細は不明である。
 上神林・下神林の大部は鏡川水系であり、川西地区のみ和田堰掛りである。
 南新村と東新村は延宝2年斗代下げの再検地までは一つの村であった。
 慶安5年検地には、田4726畝21歩、畠1491畝9歩、計6218畝00歩であった。

第5表

江戸時代初期(1652~1667)新村堰水系村落田畠地積表

市町村名	地区名	水田面積 畝歩	畠面積 畝歩
松本市	新村上新	1751.18	305.21
	北新	305.0.03	825.0.0
	下新	2174.09	506.21
	(北原)	337.15	243.21
	島立町	2129.27	638.18
	永田	997.15	342.24
	中村	1132.15	306.03
	三ノ宮	823.03	441.24
	大庭	1561.21	467.16
	小柴	1042.13	236.11
	堀米	2268.00	685.24
	新井	2124.12	335.27
	北栗林	3257.09	1305.00
	南栗林	3270.03	2393.03
計		25820.13	8034.03

(註) 上表のうち上新・北新・下新の三箇村は、延宝2年(1674)の斗代下げの再検地までは北新村といつて一箇村であった。そこで北新村が三箇村に分れる以前の慶安5年(1652)の検地の際に於ける田畠の面積を掲げて参考に供する。

慶安5年	田	7370畝27歩
	畠	2104畝23歩
	計	9475畝20歩
延宝2年	田	6976畝00歩
	畠	1608畝11歩
	計	8608畝11歩

であって、延宝2年の方が慶安5年に比べて769畝9歩の減少となっている。

第6表

安塚古墳群及び和田・新村両堰水系の関係郷村沿革表

	平 安 時 代 (794~1159)	鎌 金 時 代 (1185~1333)			南北朝時代 (1332~1392)
		承平年号 (931~937) 岐阜縣管轄	初期	中期	
				末期	
大					
井					
郷					
新村(川)水系					
和田(川)水系					
柳川右岸水系					

大早脚的“菜园”是三排沃沃水渠旁的一块地。三排沃沃上流的村上竹田八日屋是藤原的本家，所以大早脚的“菜园”是藤原的。大早脚的“菜园”是三排沃沃水渠旁的一块地。三排沃沃上流的村上竹田八日屋是藤原的本家，所以大早脚的“菜园”是藤原的。

2. 安塚古墳群の破壊について

安塚古墳群の破壊は、この地が耕地として開発されることによって起っている。この地は平地林や芝草の生えた原野であって、かつては南新村・東新村の田畠の肥料である刈穂や牛馬の糞である株を刈取る入会の原であったのである。ここ安塚の地が周辺より開発が遅れたのは他より土質が悪く耕地として利用価値が低かったのである。このことは延宝2年検地の際も、その後の新切検地に際しても西原新田として、本郷・本村より一段と斗代即ち税率が低かったことである。今次の発掘でもこの事実が実証されている。この一段と他より土地が高く耕地化しても生産性が比較的低い。この地に古代人は墳墓の地としては適地と見立て、ここを葬送の地として選び古墳を築造したのであろう。

元禄14年(1701)3月の南新・東新両村(この両村は延宝2年までは、南新村という一村であった)の總輪図(松本市新村東新・田中貞慶氏所蔵)によると、南新のうち最西端の根石境から東は秋葉社・薬師堂の附近まで、北は河岸段丘の上新村境まで、南は芝沢までを限る広い原野であり、この広い原を総称して専称寺原といっており、専称寺西側にあった堀(現在は埋められてない)端から西を西原(安塚原)とあり、また寺より東を専称寺原又は秋葉原とも称えている。この東側の専称寺原は明治4年(1871)にそれまで入会原であったところを南新村と東新村とが話し合い、南新村より東新村へ金武百両出して南新村のものとし、秋葉神社・山王宮・山の神社地馬捨場について、その処分の方法を定めている。(松本市新村東新・田中貞慶氏文書)

この安塚原へ開発の目をつけたのが、鳥立町在住の理兵衛(川久保)と庄五郎(古畑氏・出身地不明)であった。理兵衛らは松本藩主松平出羽守直政の代寛永12年(1635)松本藩に開墾を願い出で、松本藩より許可されて同年3月開拓に着手したのであった。

乍恐申上候口上之御事

一、橋立組夜巣塚(やすづか)新田之儀、松平出羽守様御代ニ奉願、則此所ヲ新田ニ被仰。寛永拾式年亥三月より罷出、年々田畠切立、それ以来代々般様御検地之御筆を請、御年貢并ニ御役儀相動、往古より以来季々新切仕、則新切御改之御年申請勤籠有候御事

(中略)

右申上候通、夜巣塚之儀親理兵衛御願仕、此所ニ罷出、只今ニ至迄段々指者共田畠場所ニ粉無御座持來罷有候所、右の両村(南新・東新村)より何角と我まま申掛ケ迷惑ニ奉存候、御慈悲ニ被為聞召分、右之者共被為被仰付被下候者難有奉存候、以上

夜巣塚之 五 兵 衛

元禄十四年

世 体 伝 兵 衛

七三月廿八日

同 庄 兵 衛

同 仁 兵 衛

浜 長右衛門 殿
(松本市島立南東・浜英麿氏所蔵文書)

松平出羽守様御代
当新田初興乙亥寛永十二年三月中旬開之

夜果塚理兵衛

(松本市新村南新安塚・安塚開田記念碑)

西原新田(安塚)の西側に入殖した庄五郎については、その出身地は判らないが、近辺の村からであろう。入殖の時期については前記理兵衛とほとんど同期と推定されており、延宝2年5月の西原新田分庄五郎印と同年南新庄村五郎印の検地小帳を持ち伝えている。(松本市新村南新安塚・古畠増男氏所蔵文書)この様に南新の西原新田(安塚原)の開発は寛永12年に着手されたのである。

この時期にはここ西原新田ばかりでなく、相吉新田(東筑摩郡四賀村中川相(会)吉新田)でも寛永11年7月15日付で松本藩金田組代官長崎九右衛門の許可をうけた行言坊は直ちに開発に着手し、後に新田村をうち立てている。(東筑摩郡四賀村中川会吉新田・猪高重一氏所蔵文書)

また犬飼新田(松本市島内犬飼新田)も寛永12年に親村である犬飼町村(後に略して町村という)から河野・村山の両家が移住して新田村を起している。(松本市島内南中・犬飼哲夫氏所蔵)

下平瀬村山田新田(松本市島内下平瀬山田)も寛永14年に親村の下平瀬村より丸山家が、下岡田村塩倉(松本市岡田下岡田の塩倉)より大沢家が入殖して、下平瀬村の枝郷新田を起している。(松本市島内東方・島村義郎氏所蔵文書・松本市島内下平瀬山田・大沢成海氏所蔵文書)

その他松本領内安曇・筑摩両郡内の村々でも盛んに開墾が行なわれていることが、寛永15年6月の検地名寄帳などに散見している。

この様な松本藩の開発奨励の中で安塚が開かれていったのである。その結果は、着手してから40年を経た延宝2年の検地には西原新田として次の如く顯れている。

延宝二年甲寅五月十八日 (松本市役所新村出張所所蔵)

信益筑摩郡嶋立組南新村検地帳

西原新田	
上田巻反六畝廿七歩	毛石五斗代
分物武石五斗三升五合	
中田武反歩	毛石三斗代
分物武石六斗	
下田武反毛畝廿四歩	毛石毛斗代
分物武石三斗九升八合	

下々田五反八畝廿四歩 八斗代

分畠四石七斗四合

田方合宅町宅反七畝拾五歩

分畠合拾武石武斗三升七合

下畠六畝拾八歩 六斗代

分畠三斗九升六合

下々畠八反八畝廿七歩 三斗代

分畠武石六斗六升七合

屋敷宅反拾八歩 六斗代

分畠六斗三升六合

畠方メ宅町六畝三歩

分畠三石六斗九升九合

田畠合武町三畝拾八歩

分畠拾五石九斗三升六合

この40年間の開発によって、古墳が次々と破壊されたもので塙田の地名が既に見えている。前記元禄14年の再新村絵図によれば今次再発掘の第8・9号、第4・第5号は既に水田化されている。また第1・2・3・6・7・10号もこの絵図ではともに水田化されており、この間に破壊されたものであろう。

元禄拾三辰年ヨリ宝永六年迄（同所所蔵）

信州筑摩郡鳩立組南新村新切換地帳

元禄拾三年庚新切

西原新田分

田畠反合宅町宅反五畝廿七歩

分畠五石武斗七升武合

の開田による増加となっている。

同年の同絵図によると、現在の安塙公民館前の道路を東進して専称寺西側線との中間に当る道路北側の道端に「西安塙」として三基の古墳が記入されており、その真中のものが大きく東西の二基は小さくて、東西に一列に並んでいる。この三基の古塙跡については圃場整備事業の際には確認することはできなかったのである。

元文2年(1737)の新切換地帳には、前田下々畠武拾四歩、同所下々田拾武歩とある田畠が文化元年(1804)の切添換地帳には、塙田と地名を替えている。これは西安塙三基の水田化された時のものであろうか。

第7表

雨新村西原新田(安塚)田畠開拓表 (1674~1858)

機地年号	上田	中田	下田	下々田	水田合計	上 煙	中 煙	下 煙	下々煙	烟合計	田畠合計
						畝	畝	畝	畝	畝	畝
延宝 2	1627 ^b	2000 ^a	2124 ^b	5824 ^b	11715 ^b	10.18 ^b	0	6.18 ^b	8.27 ^b	10.603	223.18
元禄 13	0.03	0.0	224	3109	3206	0.0	0	0	81.15	0	115.21
宝永 2	0	0	0	0	0	0	0	0	3.24	3.24	
宝永 6	0	0	0	321	321	0	0	0	1.27	1.27	5.18
元文 2	0	0	0	806	806	0	0	0	5.12	5.12	13.18
延享 4	0	0	200	527	727	0	0	0	0.24	0.24	8.21
宝曆 3	0	0	0	1606	1606	0	0	0	0	0	16.06
明和 2	0	0	0	1127	1127	0.27	0	0	3.09	4.06	16.03
文化 1	2 9	0	424	17312	17806	1.00	0	0	3.00	4.00	182.06
文化 8	0	0	0	927	927	0	0	0	0	0	9.27
文化 12	0	0	0	1106	1106	0	0	0	0	0	11.06
文政 2	0	0	8115	34003	42203	2.27	0	1.06	0	4.03	42.606
安政 4	0	0	0	3418	3418	0	0	0	0	0	34.18
計	1909	2000	11227	71506	86612	1512	0	7.24	18.818	211.27	107.809

第7表は西原新田（安塚）に於ける耕地の開発増加表である。

寛永12年（1635）年この地に開発の歴が入れられてから224年を経た安政4年（1858）までに水田8町6反6畝12歩と、畠2町1反1畝27歩、合計10町7反8畝9歩を開墾し終えている。この間に安塚古墳群が破壊されてきたものであり、破壊によって掘り出された大小さまざまの石数十個はいま同所にある浄土宗尊称寺本堂の土台石として仏閣を支えている。（第4表）

3. 安塚の地名について

安塚の地名については、前記した元禄14年の両村絵図には、当時まで残っていたと見られる古墳がある。また同年3月の西原（安塚）の境論争の際に開発主の一人である理兵衛の子五兵衛と孫3人から出された訴状には、夜巣塚（やすづか）とあり、同年5月に同所の和解文書（松本市新村南新安塚・古畠増男氏所蔵）にも同様に夜巣塚と見えている。その後の文書にて總て安塚とある。

安塚とは何を意味することであろうか。大正7年（1918）信濃教育会東筑摩部会が、その当時編纂中であった東筑摩郡誌の別編の地名編を刊行する目的で調査した、東筑摩郡内各村の地名報告を纏めた「東筑摩郡地名報告五冊」中第三（昭和51年11月3日、東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編集会より同都市誌別編・地名として刊行されている）によれば、夜巣塚（安塚）、八千塚（安塚）、八十塚（安塚）として、その根元をやす塚又はやそ塚に求めており、同所の古老らは塚が沢山あったところから、やす塚になったという伝承をもっている。

昭和53年9月鉄剣名115字の発見によって一躍有名となった埼玉県の稻荷山古墳出土の鉄剣銘には「百練」と見え、また奈良県石上神宮所蔵の七支刀（ななさやのとう）の銘文にも「百練の鉄」と見えている。

江戸時代水戸藩士藤田東湖は自作の漢詩「正氣之歌」の中で、日本刀の鋭利なるは、その「百練」にあることを示しているのである。

稻荷山古墳と同時代と見られている熊本県船山古墳出土の鉄刀銘には、その刀を鍛えるのに「八十練」をもって作りあげたことが見えているが、この読み方には「やそきたえ」か「やすきたえ」とも考えられている。

普通の場合は八十はやそと読まれるが、日本書記には伊勢の五十鈴川を「いやす川」と読んでおり、この場合は「十」の字をすと読み下しているので、「八十」をやすと読んでも差支えないものと思われる。人名の場合「八十八」と書いてやすしと読ませていることも多々その例がある。

百練とか八十練の用語は、鉄を沢山鍛えたことを意味していて、当所の八十塚は沢山の古墳があつたことを意味しているのではないかと推察しているのである。

この項を終るにあたり所蔵の史料の閲覧を心よく許して頂いた松本市役所新村出張所の方々、特に各家の古文書史料を見つけ出し、その調査に協力して頂いた新村公民館主事川久保松次氏、島立出張所の方々、地元安塚の古畠増男、東新の田中貞慶、下新的柳沢の諸氏と、地区外ではあるが検地帳などの古文書史料を見せて頂いた方々に対し厚く御礼を申し上げると共に、土地開発の歴史を伝える検地帳類、地引台帳、同船図、古船図、水利慣行を伝える水利文書、現在圃場整備事業前の土地台帳、切園(公園)などは充分なる保管のもとに永久伝えられるよう強く要望し関係者の御協力を御願いするものである。

(倉科明正)

参考文献と史料

1. 日本古代用水史の研究、亀田隆之 — 昭和 48 年
2. 日本古代王權の形成、原島礼二 — 昭和 52 年
3. 日本古代社会の基礎構造、原島礼二 — 昭和 51 年
4. 古代の日本(1)、竹内理三 — 昭和 46 年
5. 古代の日本(8)、岡崎 敬 — 昭和 46 年
6. 都司の研究、米田雄介 — 昭和 51 年
7. 古代の国々・火の国、井上辰雄 — 昭和 46 年
8. 研究史・班田収授、村上光一 — 昭和 53 年
9. 研究史・国造、新野直吉 — 昭和 年
10. 史料大系・日本の歴史第一巻、林屋辰三郎 — 昭和 52 年
11. 東筑摩郡・松本市・塩尻市誌第二巻上 — 同左編纂会 — 昭和 48 年
12. 同 上 訃別編・地名、同 上 — 昭和 51 年
13. 堀を中心とした・和田村総合調査報告 — 同 上 — 昭和 28 年
14. 多胡碑、尾崎喜左雄 — 昭和 42 年
15. 言語生活 326 号 — 昭和 54 年
16. 延宝二年甲寅五月十八日より安政三丙辰年迄
信州筑摩郡建立組北新村検地帳 (16 冊)
17. 延宝二年甲寅五月十八日より慶応元乙丑年迄
信州筑摩郡建立組上新村検地帳 (12 冊)
18. 延宝武年甲寅五月十八日より安政四丁巳年迄
信州筑摩郡建立組下新村検地帳 (19 冊)
19. 延宝二年甲寅五月十八日より安政四丁巳年迄
信州筑摩郡建立組南新村検地帳 (12 冊)

20. 延宝二年甲寅年五月十八日より嘉永四辛亥年迄
信州筑摩郡鷲立組東新村検地帳 (2冊)
- 以上松本市役所新村出張所所蔵
21. 延宝五年壬辰二月二日より嘉永四辛亥年迄
信州筑摩郡鷲立組鷲立町村検地帳 (17冊)
22. 延宝五年壬辰二月二日より安政三丙辰年迄
信州筑摩郡鷲立組長田村検地帳 (2冊)
23. 延宝五年壬辰正月廿三日
信州筑摩郡鷲立組中村検地帳 (1冊)
24. 延宝五年壬辰正月廿四日より慶応元乙丑年迄
信州筑摩郡鷲立組三ノ宮村検地帳 (4冊)
25. 延宝五年壬辰正月廿九日より安政三丙辰年迄
信州筑摩郡鷲立組大庭村検地帳 (3冊)
26. 延宝五年壬辰正月廿八日より安政三丙辰年迄
信州筑摩郡鷲立組小柴村検地帳 (5冊)
27. 延宝五年壬辰正月廿日より安政四丁巳年迄
信州筑摩郡鷲立組堀米村検地帳 (16冊)
28. 延宝五年壬辰正月十八日より慶応元乙丑年迄
信州筑摩郡鷲立組荒井村検地帳 (15冊) 内1冊欠
29. 延宝五年壬辰三月九日より慶応元乙丑年迄
信州筑摩郡鷲立組南栗林村検地帳 (10冊)
30. 延宝三年乙卯閏四月十八日より安政二乙卯年迄
信州筑摩郡鷲立組北栗林村検地帳 (6冊)
- 以上松本市役所島立出張所所蔵
31. 元禄三庚午年九月 日
信濃国筑摩郡和田荒井村御検地水帳 和田・藤我荻原氏所蔵
32. 延宝四丙辰年三月
信州筑摩郡出川組海渡村検地帳 松本市神林下神・倉科竹朝氏所蔵
33. 延宝五壬辰年二月四日
信州筑摩郡鷲立組上波田村検地帳 東筑摩郡波田町上波田・浅田哲夫氏所蔵
34. 延宝五年辰二月五日より寛政元巳酉年迄
信州筑摩郡鷲立組三瀬村検地帳 同郡波田町三瀬・百瀬幸男氏所蔵
35. 元禄十四年巳三月廿八日
南新村夜巣塚原境論和解状 松本市島立南栗・浜英麿氏所蔵
36. 元禄十四年己五月
南新村夜巣塚原境論和解状 松本市新村南新安堵・古畑増男氏所蔵
37. 元禄十四年己三月
鷲立組南新村東新村繪図 松本市新村東新・田中貞慶氏所蔵
38. 天保十一庚子年六月
新村堰水論文書 松本市新村下新・柳沢氏所蔵
39. 明治四辛未年十二月
南新村尊称寺原入会解消文書 松本市新村東新・田中貞慶氏所蔵
40. 信濃史料科 信濃史料刊行会

第3章 遺構・遺物

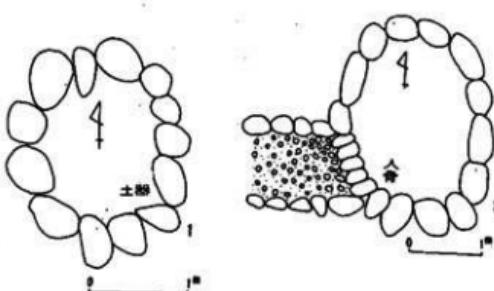


第3圖 安陽古墳群位置図

第1節 第1・2・

3号古墳

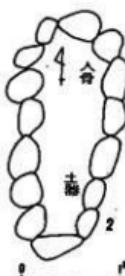
(第4図)



安塚古墳群の発掘箇所は第3図の
ように安塚公民館北側と国道158
号線沿いの墓地南側および西北側と
三群にわけることができる。

第1・2・3号古墳は、第6号古
墳の東側に位置し上部及び中部の施
設を背の開田時に欠かれた模様であ
った。11月9日の新村歴史研究会
の手による調査において後述の遺構
及び遺物が検出されたが、本調査に
おいては確認されなかった。以下
11月9日に検出された遺構及び遺

物を記す。尚、第1・2・3号古墳の遺構図は川久
保松次氏の手によるメモ書である。



第4図 第1・2・3号墳見取り図

第1号古墳 (第4図1)

本址は、本古墳群の他のものと同様に 50cm内外
の扁平花崗岩を用いたもので、南北 1.2m 東西 1m
程の円形を呈した模様。4段の石組があったという。

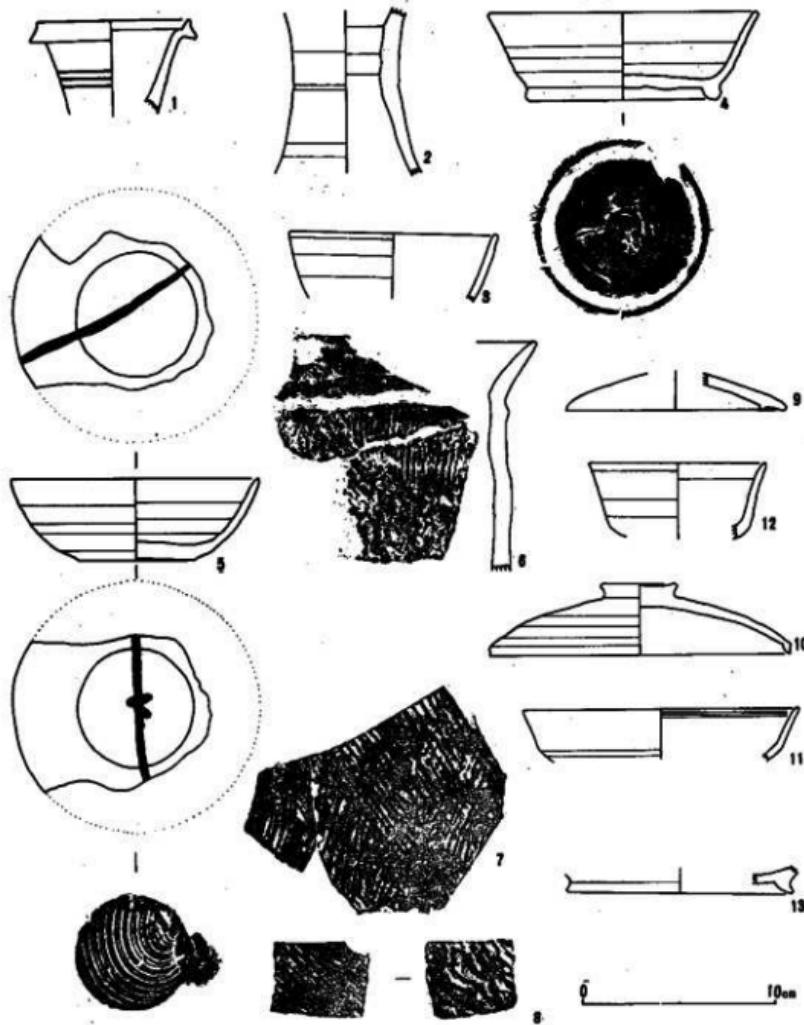
伴出遺物は、瓶2・环2・把手部分1である。

(第6図1~4) 1・2は須恵器の瓶で、1の内面
には自然釉らしきものがみられ、2は外面にくすん
だ緑色の釉が施されている。3・4は須恵器の环で、
3の外面には自然釉が残り、4は底部をヘラ切りし
た後に高台をつけた様にも見えるものである。



第5図 第4号墳実測図





第6圖 第1・第2・第4号墳出土遺物実測図

第2号古墳（第4図2）

本址も50cm内外の扁平な花崗岩を用いたもので、1×3mの南北に長い梢円形を呈していた模様。西側部分は4段の石組が見られたという。内部よりは、南側より須恵器の环1点、北側より人骨が出土。この环（第6図5）は焼成悪くザラザラし、灰色を呈する。底部を糸切りして、「下」と判読できる墨書き施している。内面にも器を半分に区切るかの様な直線墨書きが、そして外面の「下」の墨書きに重なるかの様に内面と同様な直線墨書きが施されている。内外面の直線墨書きは直交ではなく60°位で交わっている。

岡田正彦の調査に依れば、昭和52年11月現在長野県下より墨書き・刻書き土器が385点出土しているという。その中で「下」という字の墨書き土器は佐久市の戸坂遺跡より2点出土している。2点とも土器の环で施墨書きは体部である。

第3号古墳（第4図3）

本址も1・2号と同様に50cm内外の扁平な花崗岩を用いて2.5×3mの南北に長い梢円形を呈する部分と付属する1×1.5mの部分を作っていた模様。付属部は南北両側を扁平石を区切って砂利が敷かれていたという。古墳内の南部よりは人骨が出土したが、他に遺物なし。

第2節 第4号古墳

第4号古墳（第5図）

本址は第5号古墳からほぼ南へ約15mの地点に出現したものと指すが、遺構は残存部分が極めて少なく古墳の概要がつかみきれない面がある。

内部構造は残存の5つの扁平な花崗岩から推定すると南北約5m、東西0.9mの規模を示す。内部には黒褐色の砂利混りの土が入っており、南側に土器が、北側に焼土が約1m厚さ20cmの円形に残り焼土内部に火を受けた人骨があった。この焼土（骨）は本址の内部に残り本址構築時のものというよりは、構築以後の本址破壊（開田時？）に伴っての二次的なもののように思われた。

出土遺物は全て黒褐色砂利混り土よりのもので、須恵器の环蓋2・环2・土器の甕1・他破片と鉄の小片である。（第6図6～13）6は土器の甕の口縁部である。7・8は須恵器でタタキ目を残している。8はやや厚めである。9～13の須恵器は全て灰色で、12の外面には自然釉がみられる。10は宝珠状のつまみをついている。

（浅輪俊行）

第3節 第5号古墳

A 古墳の位置と調査前の状態

第5号墳の所在箇所は、新村安塚地区を、東西に走行する国道158号線の南側で、この国道に沿って所在する、安塚在住の西原氏墓地に近く、その南方約20mを隔てた地点であった。今回調査された第4号墳の所在箇所より、北北東へ約20mの距離をしめて所在し、第5号墳を基点として、西南南の方向に、約192m位置したところに第8号古墳がある。又、第5号古墳より南南西約222mの箇所に第6号古墳が立地する。

第5号古墳は、この安塚地区が、近世に入って開発された際、破壊される運命にあり、その一部を地下に残したまま削平され、表面的な姿を失い、以降、田畠として長期に亘る耕作がなされ、今日に至ったものとみられる。この度の構造改善事業を受けるまでは、地目が水田として営まれてきたところで、いわば古墳は平地に立地する。然しここにはからずも、農地の大規模な耕地整理を受け発見されたもので、緊急発掘調査にいたったものである。

B 内部構造

第5号古墳は、前項記述の如く、耕地整理の開発を受け発見されるに至ったもので、調査時以前より、すでに盛土ではなく、地下に石室の下部石積を残した状態での調査となる。従って墳丘の形態とか、石室の構築等の全容はつかむべくもない。然しながら、第6号古墳、第8号古墳の調査結果による類例から、石室は横穴式であろうことは、ほぼ間違いないものと思われる。残存された石室は、東側壁と西側壁の石積のみで、すでに奥壁の鏡石は抜きとられて見ることができず、その意味では、石室規模を明確につかみ得ないが、主軸は、北13度西を向き、現存の全長は約8.35mであった。

この石室は、石積の側壁線が一直線ではなく、若干の出入りがあり、その巾が北部、中部、南部と僅かではあるが異にしており、又、石室も總体的に若干の曲りがみられた。精査された段階で、人骨、副葬品等の在り方から、この石室は北部が奥室となり、中部が中室、南部が前室に分かれ、入り口を南部にとるものとみられる。各室に明確な区切りを示すものや、第6号古墳や第8号古墳にみられる、側壁の左右に立石を伴うものではないが、その横巾の広狭等から各室がほぼ280cm間隔に区切られるものと思われる。

石室の左右に積まれた用材は、厚さ20cm前後の20~30×40~50cm程度の、上下面が平らな花崗岩の河原石が使われ、搬して小さな石は使用されておらず、比較的粒が揃っていた。これらの石は共に、小口面を壁面に出して積込まれており、いわゆる乱石積とは異なり、整った感じで小石の間詰や、裏詰等はあまり見られなかった。残存の壁高は、奥壁部の東壁が3段積となり、床面よりの高さは約45cm。西壁が2~3段積で約35cmとなり、中室部分は、東壁が1~2段積で高さ約40cm。

西壁が1～3段積で高さ約40cm。前室部分は東壁が2～3段積で高さ約40cm。西壁が1～3段積で高さ約40cmとなり。石積は、中盤が比較的すくない残存を示していた。床面に散石はみられず、黒土と小砾の混合で非常に固く仕上げられていて、石室全般に及んでおり、前室～中室は、ほぼ平坦であったが、奥室部分は若干落ち込む傾向をみせていて。奥室の巾は、奥壁部に接する部分が、115cmとなるが、他は130～145cmとひろがりをみており、当初奥石内部には、50×50cm、30×65cm程度の大きな石が13個や、20×30cm程度の石8個、10×20cm程度の石9個が混在累積し、充満していたが、これらは開拓破壊時における二次的な転入と判断された。中室は、西壁の石積線が総体的に若干内側へ縮少していて、石室が狭くなり、110～120cm巾となる。この中室にも30×45cm程度の石4個が転入していた。前室にあたる部分は、中室に近い所で横巾が115cmを数えるものの、南部の入口に向っては、徐々にその左右の壁を開拓し、その南端部では170cmとラバ状の開きをみせる。又、石室の南東部と南西部には、開拓時に本墻を破壊したとき出されたものと判断される、厚みのある上面偏平な花崗岩が集められていた。南東部には、東西方向340cm、南北方向180cmの範囲に亘って、上面径が20×23cm程度の石21個、25×35cm程度の石7個、40×65cm程度の石8個が、廃棄された状態で雜然とおかれしており、南西部には、東西2m、南北1.5mの範囲に、こぶし大の礫27個、18×20cm程度の石8個、33×35cm程度の石3個が雜然とあつめられていた。総じて南東部には大形の石が多く、南西部には小形の石が所在していたが、それぞれの集石内には、石室より破壊時にもち出されて棄てられたとみられる遺物が散乱している。

C 遺物の出土状態

安塚第5号古墳より検出された遺物は、石室内の副葬品及びおそらくは、同古墳破壊時に石室外へもち出されたとみられる遺物が、石室に接した南東部と南西部に集中して検出された。安塚の他に調査された古墳に比し、最も遺物は多量であった。副葬品等検出された遺物は、別項、遺物の項で整理し詳述するが、ここでは遺物の出土状態についてふれてみたい。

5号古墳は、結果に於て前室、中室、奥室に分たれるものと思われるが、中室のほぼ中央東側に人骨が1体分確認された。この人骨については、別項にて詳述されるが、前室の南端線より約325cm北へ奥まった中室に、頭部を南とし足部を北にとり、全体の頭、体、足を西に向けて横臥されており、足部は膝頭を屈折した状態で、伸展はしていないかった。恰度、頭部にあたる部分には、厚さ3.5cm、20×23cmのほぼ丸形を呈する上面の平らな花崗岩の河原石が、枕がわりに据えられており、遺体の直葬の感も抱かしめる。人骨は質が大分危弱となっていて、そのままでは直ちに収容できる状態ではなかった。人骨の大きさは、長さ約125cm、巾35cmの範囲にまとまっていた。この人骨の頭部から、約50cm南の床面に第11図直刀3に示す直刀1本が、ほぼ東西両方に長く置かれていた。この直刀は、中室の南端線にあたる位置である。更に、この直刀の北側に近接して、同方向におかれた、第11図1の直刀が副葬されていた。又、人骨に近く第9図4の須恵器杯が、33に示した灰釉の長頸瓶、31

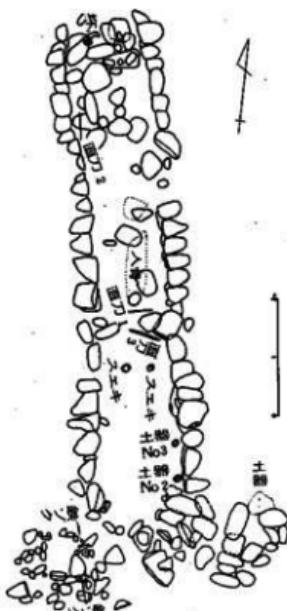
の灰釉の杯蓋等々の副葬品が床面検出となる。更に直刀より南へ約20cmはなれた床面に、須恵器杯が、又、南西に約60cmはなれた床面に須恵器杯が検出される。前室部の床面上の清掃作業の結果、土師器の内面黒色研磨された土器をはじめ、須恵器や灰釉陶器の破片が、床面の独特な黒土と小砾の固い混合層の中に、細かに散乱して検出された。おそらくは、古墳破壊時に副葬品も運命を共にしたものと考えられる。量的にはやや多い感じを受ける。奥室は、石室破壊時に投げ込まれたと思われる石の除去後、清掃されたが、西壁の石積に接した床面より、南北方向に長くおかれた直刀1本が検出される。然しこの直刀は、腐敗していく、ぼろぼろの状態で確認された。(第11図2) 長さ約65cm、巾約3cmであった。又、この直刀より北方約125cmの西壁に近い床面より、第9図2に集録した、須恵器杯の完形品が検出され、直刀より東約90cmの東壁寄からは、第10図47に示した金環(耳環)が床面出土となり、更にこの金環より南へ85cmの床面から、第10図48の刀装具が得られた。

D 遺 物

第5号古墳の石室内外より検出された遺物は、量的に多く、土器では土師器、須恵器、灰釉陶器が得られ、他に直刀、金環、刀装具、鐵鎌があげられた。報告にあたり、遺物には一連番号を附し、土器類は分類整理しながら、以下、報告にかえたい。

土 器 (第9図1~37・第10図38~46)

第1類土器（第9圖1）



第 7 図 第 5 号填石室内石炭測図

本類は土器を取扱う。活用し得る資料は1例のみであった。第9図1の高杯土器で、5号古墳の石室に接した南東部の集石内出土である。6片の破片が接合され原形復元する。この高杯は、脚の下半部を欠くが、図示した結果からみると、欠損部よりさして脚は伸びない様である。おそらく脚部より、身の方が大きくなるものと思われる。口径は7.6cm現存の高さ4.4cmで小づくりであり、杯の内部は黒色研磨され、外面は茶褐色となる。

第2類土器（第9図2～27）

須恵器を一括した。器形は杯、杯蓋、瓶、壺、碗があり、中でも杯、杯蓋を示すものが主体をしめる。これらを更に分類整理し、記述する。

(1) 2～4は杯が丸底となる1群であり、2は完形、3・4は身の一部を欠くものの、図上復元で全体をうかがい知るものである。これらの杯には、身の脚下半部を周囲する、意識的な1条のかえりが附されており、これが1群の大きな特徴となる。4はそのかえりが底部近くまでさがる。2は奥室床面出土。3は前室床面出土で、共に青灰色となり、口径は11.6cm、高さ4.5cmで、内面には綾轆整形痕が残る。又、2の底部外面には、腰の強い刷毛目状の平行する擦痕が密に施されるが、一部交叉して斜格子状となるところもある。3の底部外面には、サイン状のX印が細い線がきでしるされている。又、図示しなかったが、2、3と全く同色、同形の丸底杯が、石室内より他に1個出土している。この杯は、口径が12.2cm、高さ4.5cmとなり、内面は灰白色、外面は黒灰色を呈している。4は、中室内の人骨の近くの床面から検出されたもので、内面白色、外面灰白色となり、口径11.2cm、高さ3.4cmを記録する。器の色調が白色あるいは灰白色となるのは、やはり焼成の度が弱く、十分でなかった証拠で、軟質陶器の感触がある。いづれにしても同形の杯が、都合4個検出されたことになる。5は、平底となる杯の底部で、石室外南東部の集石内より出土したものである。底径は9cm、器厚0.4cmを記し、濃い青灰色を呈して焼成はよい。底部内面には、その中心部から渦巻状の綾轆整形痕が残り、断面で器厚に高低がある。

(2) 高台をもつ杯底をまとめた。6～9が含まれ、7が内外黄灰色の他は淡い灰白色となる。共に高台内側の底面は、回転窓削りの跡を残し、内面はよく精製されている。いづれも石室外南西乃至は南東部の集石内出土で、底径は6が13cm、7・8が12cm、9が11.8cmとほぼ大きさを同じくする。高台は概して肉薄で低く、直にさながりながら、その先端に丸みをもつものが多い。

(3) 杯蓋の一群をまとめた。10～22が含まれる。この中、10～12は石室外南西部の集石内出土。13～20は、同南東部より出土し、21、22は前室出土である。色調は10、14～16、20が青灰色をとり、11～13、19、21、22が淡灰色、17、18が黄灰色を呈する。10は、図上復元によりその全形を知れるもので、口径は16.4cmとなり、径3.2cmの円形で上部偏平のツマミの頂部までは、2.5cmの高さとなる。11、13、17は、端部を欠く蓋で、ツマミの径は、11が4.2cmと大きく、13は3.4cm。17は3cmの各円形で、中央部と外縁が盛り上がる、偏平振宝珠形となる。14はツマミ

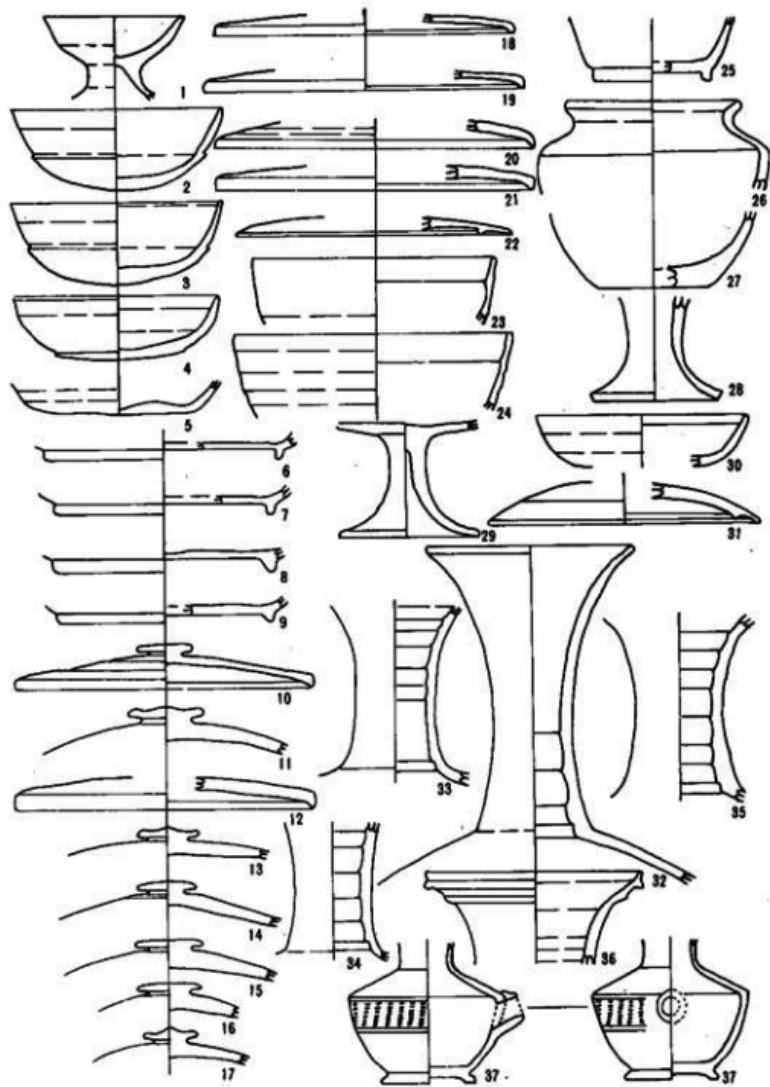
の径が 3.4 cm。15、16は 4 cm となり、共に端部を欠いており、ツマミが上部偏平の鉗状となる。器厚は 0.5 cm 前後を示すものが殆んどである。12、18~22は、ツマミの部分を欠く环蓋の先端部で、12と18が口径 1.64 cm、19~21が 1.74 cm、22が 1.52 cm の口径を記録する。端部外側が垂直にあり、その先端が内側の斜めのかえりと結ばれて、断面、爪形状を呈するものが多い。22は、かえりが内面につくもので、後出するものであろう。總じて环蓋は浅い傾向を示しており、环蓋先端の外の縁どりは 0.5~0.8 cm となっている。

(4) 数量少なきため須恵器のその他の器を一括した。器形としては、皿、碗、瓶、壺、壺蓋が挙げられる。23は、石室外南東部集石内出土で、口径は 1.34 cm の皿形を示すものである。青灰色をとり、内外面よく精製されている。24は、碗形土器の口縁部破片で、口径は 1.52 cm、器厚 0.4 cm である。内外面に、輪轉整形痕を残し、特に外面には凹凸帶が横走する。25は、石室外南西部集石内出土である。小形瓶の底部破片で、高台付であり、青灰色となり、内外面を至極ていねいに精製している。底径は 6.4 cm、器厚 0.3 cm で断面方形の高台が垂直にあり、高台と器の立ち上がりの間に僅かなかえりがみられる。高台内部には回転籠調整の痕跡がある。26は、石室外南東部集石内出土の、小形壺の口縁部破片である。青灰色をとり、内外の壁面調整をよくしている。口径は 9.2 cm である。器形は、く、の字状に口頸部が屈曲し、肩部に最大径をもつ張り出しがあり、底部へかけてゆるやかに集約するものの如くである。27は、石室外南東部集石内出土である。底径 6 cm を示す平底で、底部 1 cm と厚いが、器厚は 0.5 cm とうすく、胴部が丸くふくらむ、安定感のある小形壺を形成している。

第3類土器（第9図 28~37、第10図 38~46）

本類は灰釉陶器を取扱う。器形の判るものを持げれば、高环、長頸瓶、碗、壺、环蓋等である。以下、これらを細分しながら、その特徴などにふれたい。

(1) 环形関係土器をまとめる。28~31が該当し、28は、石室外南東部集石内出土である。高环



第9図 第5号墳出土遺物実測図 (1)

の脚部で外反しながら聞く下端が、器の走行と直角に交わる方向で断ち切り、外見的には、下端に高台を附した如く、立たせる手法がとられる。脚の底径は 6.8 cm で小形を示し、淡黄緑の釉薬がうすく外面の一部にかけられる。29は、石室外南西部集石内出土の高杯である。暗灰色の器肌の内面と外面の一部にうすい灰釉がかけられる。底径は、7.6 cm で、現存部の高さは 6.2 cm であり、小形で身は欠損しているが、脚部より身の部分が大きくなるつくりとみられる。30は、石室外南東部集石内出土。高杯の身の部分の破片で、口径 11.6 cm、欠損部の器厚は 0.6 cm となる。内面に灰釉、外面は無釉であるが器の製成はよい。31は中室の、人骨の近くの床面から検出されたものである。杯蓋で同類に須恵器の 22 がある。やはり、かえりを内面にとっており、縦縫整彫痕が残る。内面は暗灰色となり、これが器肌の本来の色調とみられるが、外面は灰白色となっている。これは蓋の外面にかけられた灰釉が、高熱のために逆に釉を失ったもので、蓋の僅かな外縁周に、灰釉が認められる。口径は 14.8 cm である。

(2) 長頸瓶を取扱う。32~36、38、39が所属する。32は石室内出土。長頸瓶の大形破片で、破片を接合の上、その器形がわかったものである。長頸部の長さは 15.5 cm、口径は 11 cm と大きく、頸部接着箇所より肩部にかけては、強い張りがみられずなで肩で、胴部に向う気配を示す。おそらく体部は球状を呈するのではないかと思われる。外面はよく仕上げられており、長頸部の一側面には、縱方向に釉薬がかけられているが、他は無釉となる。この長頸部の灰釉は、窯変によるものかその釉力を失い、黄色化した跡となって大部分剥落し、本来の目的を失っている。又、内面は長頸の下部より螺旋状に立ち上る調整痕があり、口縁近くは精製されていて灰釉が内面の一部にかかる。接着箇所より肩部にかけては、全面に灰釉がかけられ、淡緑色を帯びる。この部の内面は無釉である。33は、中室の人骨の近くの床面より出土したものである。又、34は石室内、35は石室外南西部集石内出土である。これらは、いづれも長頸瓶の頸部接着部分より上部の破片で、共に前述の 32 と同様器形を示すものであろう。いづれも内面に顕著な調整痕を残し、外外面に淡緑釉がかけられる。中でも 34 は、厚い釉となる。又、接着部分の頸部内径は 3.5 cm である。36は長頸瓶の口縁部破片である。前室部より出土したもので、口径は 11.6 cm となる。頸部より口縁近くで急に大きく外反し、開口しており、口唇外側直下に垂り出すかえりが附される。内面には全面に、外面には部分的な灰釉が施され、壁面調整をよくしている。32とは相異する口縁部の形成である。38、39は、石室内より出土。38は長頸瓶の口頸部を失った肩部破片であり、器形は張り出した肩部に縦があつて一線を画し胴へ向う。この肩部の縦線部分が体部の最大径を示し、その径は 15.4 cm となる。器の内面は縦縫痕あり、無釉となるが、外面の肩部縦線までの上面は、全面に灰釉がかけられ、焼成時に舞い上がった塵埃が無数に附着して、鳥肌だった粒状の荒肌となっている。38は、やはり口頸部を欠いた長頸瓶の肩より胴部へかけての大形破片である。器形は 37 と肩部のつくりを異にし、肩と胴とを画す縦線ではなく、なで肩のまま胴部にかけて球状となる体形を示す。内面は縦縫痕を残し無釉であるが、外面には、い

わゆる縁物とは異なる、淡緑色の釉が厚くかけられ、美しく光沢をもつ。体部の最大径は15.4cm、器厚は0.5~0.7cmとなっている。

(3) 瓢形土器を所屬せしめる。40~45が該当し、40~44は、いづれも高台をもつ底部破片であり、45は口縁部である。40~42は石室外南西部集石内出土、43~45は同南東部集石内出土である。40は底径8.2cmで、高台内に回転窓調整痕あり、外面無釉となる。内面底部には、灰釉の流れがあり、その釉に焼成時の大きな塵埃が附着している。41は底径8.2cm、内面に轉輪痕を残し、底部には淡緑の灰釉が施され、外面にも部分的に施釉される。42は、底径7.8cm。内面は底部中央から轉輪右回転による螺旋状の凹凸痕があり、部分的に濃い灰釉がかけられる。外面には施釉が溶解して、鉄褐色化した澤が附着している。高台内は回転窓調整している。43は底径8.2cm、内外無釉で底部高台内中央部に、細い線がきの×印がしらされている。第9図3の須恵器の底部に、しるされたものと同様であり、生産地乃至は生産者、窯元、あるいは発送先等で、両者の関連性を感じさせるが、製作年代は、時間を同じくするものかどうか確然としない。44は底径10.4cmで、内外黄灰色となり、無釉である。高台は、いづれも方形状となり、40~42が外へふんぱり、43、44は直において、やや古い様相を呈する。45は、瓢形の特異な形態を示す口縁部破片である。口径は11.4cm、器厚0.3cmの薄手づくりであり、内面には、美しい淡緑釉がかけられる。外面は無釉で、口唇より外側へ鋸状のかえりがあるものの、その先是欠損している。又、よく壁面は精製されているが、山形に筋膜を刻んで周囲させ、その稜線が施文効果をあげている。

(4) その他の土器をまとめる。37の甕と46の壺の2例が含まれる。共に石室内出土で、37の甕は、口縁部を欠くが身の部分はよくまとまっている。おそらく漏斗状に開口する口縁部が、上部につくものとみられるが、その頸部の半より欠損していて見ることができない。頸部より身の肩部にかけては、和傘状に開く直線的な張り出しを示し、肩部に鋸い屈折の縫を残し、以下、底部にかけては内窓気味のふくらみをもって集約している。底部は、外へはり出小さな高台があり、その径は5cmを数え、又、最大径は肩部の縫にあるが、その径は、8.5cmとなる。現存の高さは約7.5cmを記録する。肩部より上面にかけては、全面に厚い釉薬がかけられ、緑色を呈して美しい部分と、窯変の度を強くして、光沢を失い、鉄褐色となって無釉となるところがある。胴部には、肩の稜線に平行して横走する。1.7cm巾の平行沈線が周囲し、その沈線帯内に、一見繩文と見まちがう、やや斜行する櫛目連続押圧施文が充てんされている。又、甕の本來の機能目的のためにあけられる注口は、簡単なる穿孔ではなく、短い筒状の注口部を肩部に設けており、甕の製作技術の進んだ段階を示している。46は、壺形土器の胴下半部であり、その底径は、11.4cmを記す。底部と外面の一部に、緑色の灰釉の流れがある。胴部に丸みのある器形をとっている。

金 瓢（第10図47）

第10図47は、奥室床面より検出したものである。1点のみの検出であるが完形であり、直径は

1.7 cm。太さは巾 0.4 cm、厚さ 0.3 cm の断面ほぼ長円形である。鋼地に鍍金をしており、環のところどころで金の剥落があり、いわゆる「ろくしょう」がみられるが、他は金色に輝やき往時を偲ばせる。

刀装具（第10図48）

48は刀装具の断片である。いわゆる柄飾りで、巾は 0.4 cm を数えるものの、厚さは 0.1 cm で極めてうすい。縁辺片側が腐蝕して欠けており、鍍金が表面に僅かに残留するが、裏面と共に本来の素地である青銅色を帯びている。

鉄鎌（第10図49～73）

49～73は鉄鎌である。全部で 25 個を数えるが、いずれも地金が腐蝕して、土や砂礫を喰み込み、原型をつかみ得ない程に、暗褐色にふくれ上がっている。従って鉄鎌に附着した砂礫を排除し得なく、形式も不明であるが、身や茎の部分を示すものと思われる。現在の長さは、60, 63, 73 等が 2.5 cm で最も短く、64 が 5.3 cm で最も長い。又、横巾は、60, 68 の 0.5 cm が最も細く、49 が 2.2 cm と最も広い。総じて団子状を呈する。

直刀（第11図1～3）

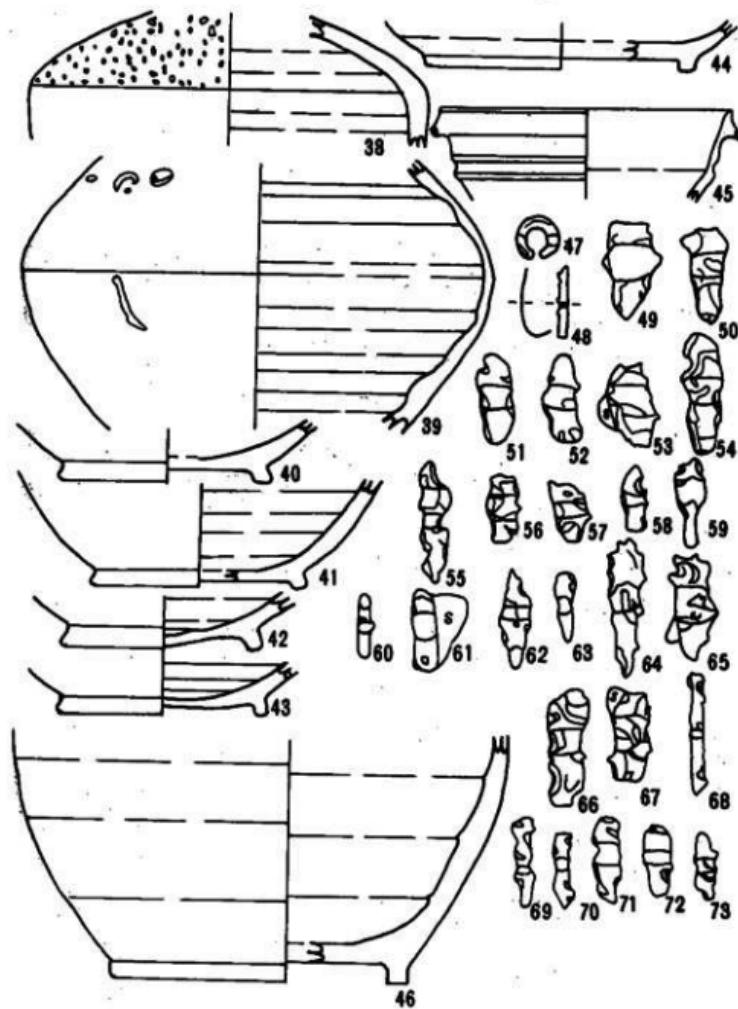
1は玄室中央近くに埋葬されていたもので、現長 49.4 cm、身幅 3 cm、横巾は鍔ではっきりしないがほぼ 0.5 cm で茎部先、切っ先はともに欠損している。縁金具は金鍍金を施した巾 0.4 cm、厚さ 0.3 cm のものと、48 と同様の巾 0.4 cm、厚さ 0.1 cm の切羽が着き、現寸 2.9 cm の鍔が残されているが、鍔には鍍金はしてなく、緑青がふいている。刀身は真直である。2は玄室奥西壁にそって南北にあったもので現長 59 cm で、これも茎部先と切っ先を欠く。茎部残存長さは 8.2 cm、身部最大幅 3.4 cm、横巾は約 1 cm あるが、これも鍔で厚みを増しているので、正確ではない。茎部は最大幅 1.7 cm である。茎部には僅かではあるが木質部が附着し、0.9 cm 巾の切羽と、3.9 cm にわたる鈎状のものが付されている。鍔化が甚しく小石も付着している状態で刀身も細くなっている箇所がある。3は1より僅か南より出土し、本古墳発見の端緒になったもので、発見の際に工具が当り曲っている。これも茎部を欠損しているが、現長 64 cm、身部最大幅は 3.2 cm、横巾 0.9 cm である。刀のつくりは平造りと思われ、茎部と刀身とがはっきりしない。

E 第5号古墳の提起する問題

本墳は、おそらくこの地の、開拓初源時に受けたとみられる破壊によって、石室左右の、下部石積を残す状態で発見された。残存する石室でみると、その全長は約 83.5 cm で、意外な長大さをみせた。この石室の巾の広狭から、前室、中室、奥室に分割されるべきものと考えられるが、前室がその入口に向って、ラッパ状の開口しているのは、本墳の特徴の一つである。

遺物等の配置状態からの感じでは、すくなくとも被葬者は、奥室に 1 体、中室に 1 体埋葬されたであろうことが推察される。又、両室床面から検出された須恵器杯が、同形である点は、埋葬の時期の近時性をうかがわせる。遺物面からは、石室内より 3 本の直刀と、石室外の南西部へもち出されたと

判断される。鐵錐の断片が多いことは、被葬者の一面の性格を表するものである。然し、後期古墳に通有の副葬品である馬具は、全く検出されなかった。各石室出土の、須恵器丸底の杯で、身の調節や



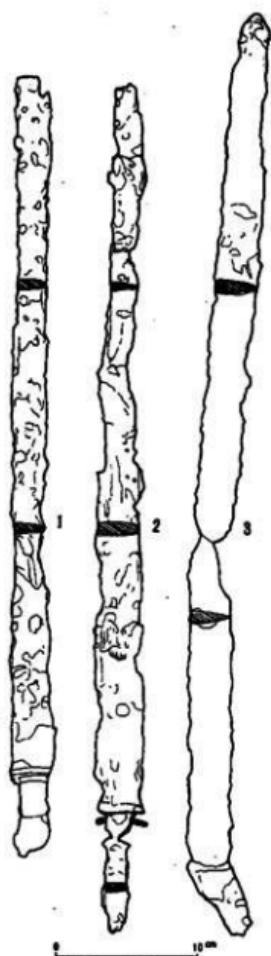
第10図 第5号墳出土遺物実測図 (2)

底部近くの外壁に、1条の僅かなかえりと縫をもつ土器は、類例をあまりみない。これらの杯は丸底のため、床面を握り込んで据えられており、外壁のかえりと縫は、据えつけの目印のために作為されたものであろうか。土器器の高杯は、小形ながら脚部より身の部分が大きく、内面は黒色研磨されている。須恵器杯で高台をもつものは、高台内部が回転範囲調整されたものばかりで、糸切痕がみられない。灰釉の長頸瓶が意外に多出しているが、被葬者の墓前祭にかかるものであろうか。その器形等の特徴は多分に後出的である。又、土器底部に×印のあるものとして、本墳より第9図3の須恵器杯と、第10図43の灰釉陶器杯が挙げられるが、この様に底部に×印のある類例は、近くの平出遺跡に2例や、遠く更埴市の下条・灰塚等の遺跡、あるいは長野市保科の長原古墳等にも分布をみている。以上の如く多種多様な遺物出土を得たが、これらの遺物が、すべて同時性をもつものとは考え難く、遺物諸様相から、本墳を含め、8世紀代を中心をおき、包括さるべきものとの感を強くする。

(大久保知巳)

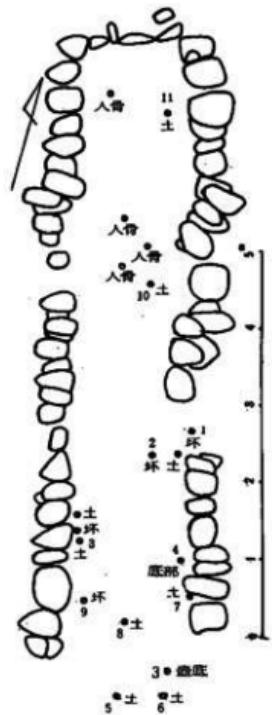
第4節 第6号古墳 (第12・13図)

今回調査された古墳の一一番南に位置し、北に10号、7号墳とありこの東には1~3号があり、一群の古墳群となる。発掘は整地作業が終った田の畦ぎわが発掘地点となり、一部ブルトーラーによる除土がなされた。墳丘は江戸時代第11図の開田の際に削平され、側壁が約半分位のこり、石室内には側壁を削した石があり、ほぼ残った側壁の高さと同じ高さに埋められ、石室内は場所により、2~5段に石が埋められ、後室にあたる一部はきれいな小石の疊が厚く入れられ、開田の時、土とふるい分けられた小礫とともに見受けられた。人力では石室外に上げられぬものもあり、ウインチによる取除き作業もなされた。石室は側壁に立石があり3室に分けられる。横穴式の石室の全長は8.1m、入口は1.8m、奥は1.2mある。前室3.1m、

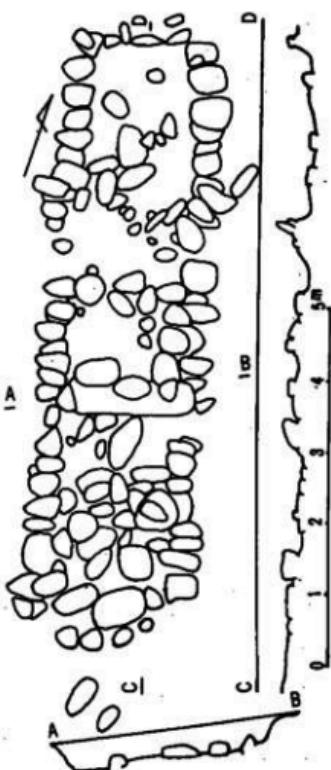


第5号墳出土遺物実測図(3)

中室 2.2 m、後室 2.8 m の 3 室に区切られる。東側の中室と後室の境になる立石は除かれており、丁度その場所に長方形の大石が石室内に倒れて埋まっており、石室を覆う蓋石の落石とも、何れにも受けとれる状態であった。立石とする時は他の立石よりは大きく不釣合である。側壁の石は選別されており石室は端正な感じを受ける。後室の奥壁は残っているが、高さは 0.7 m しかなく、当初はもっと高く 1.5 m 位の高さに石積はあったと考えられる。側壁の石積は扁平な花崗岩の梓川の河原石である。内面に少しづつせり出した、持送り状に積まれていたことは確かである。石室の石積は現在側壁の石のある範囲か



第 13 図 第 6 号墳石室実測図



第 12 図 第 6 号墳石室内石実測図

どうか確定できないが、入口より少し南に砂礫層の色が黒色に汚れており、除土してみたが、側壁の石積が伸びるようには受けとれなかった。

第 6 号墳遺物の出土状況（第 13 図）

石室内は側壁の石を崩し埋め、部分的には小石が厚くあり、開田の折の石が入れられたのだろうか。中央稍南附近は埋石の上部附近にも土器があり、石室内は荒らされていることが知られる。

後室に少量の骨が発見されたが、中にはその存在

を知るのみで粉状になっているものもあり、形をなして取り上げることは不可能であった。土器は破片が多く、前室の西壁近くに壺の完形品が2点発見され、小形の壺なども1箇出土した。入口の前室に多い。人骨があり埋葬された古墳であるから土器等以外の副葬品があったはずであるがこの古墳は装飾品や鉄器類は全く発見できず副葬品が頭初から無かったかとも考えたくなるが、石室の石の選択もなされており、後世に荒らされたと考えるのが至当でないだろうか、出土品の少ないので以外であった。

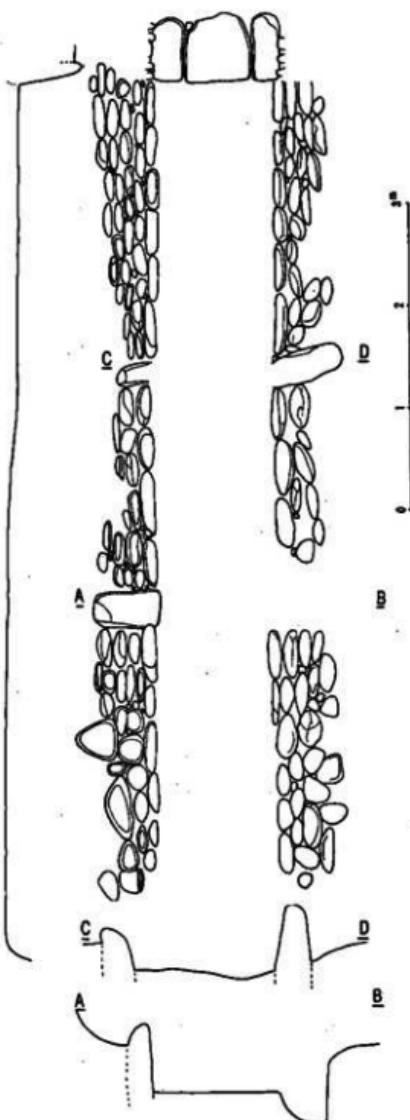
第6号墳遺物（第13・15図）

出土遺物は他の古墳と同様に数点のものを除いては細かく破片となっており、埋葬の時壊されたのか、後世の開田の墳丘破壊の折、割られたのか、人意的に割られたことは確かであり、供獻後に器を割る風習があったのだろうか、中山古墳39号は同時期の土器を出したが無傷の器が大方を占めた。

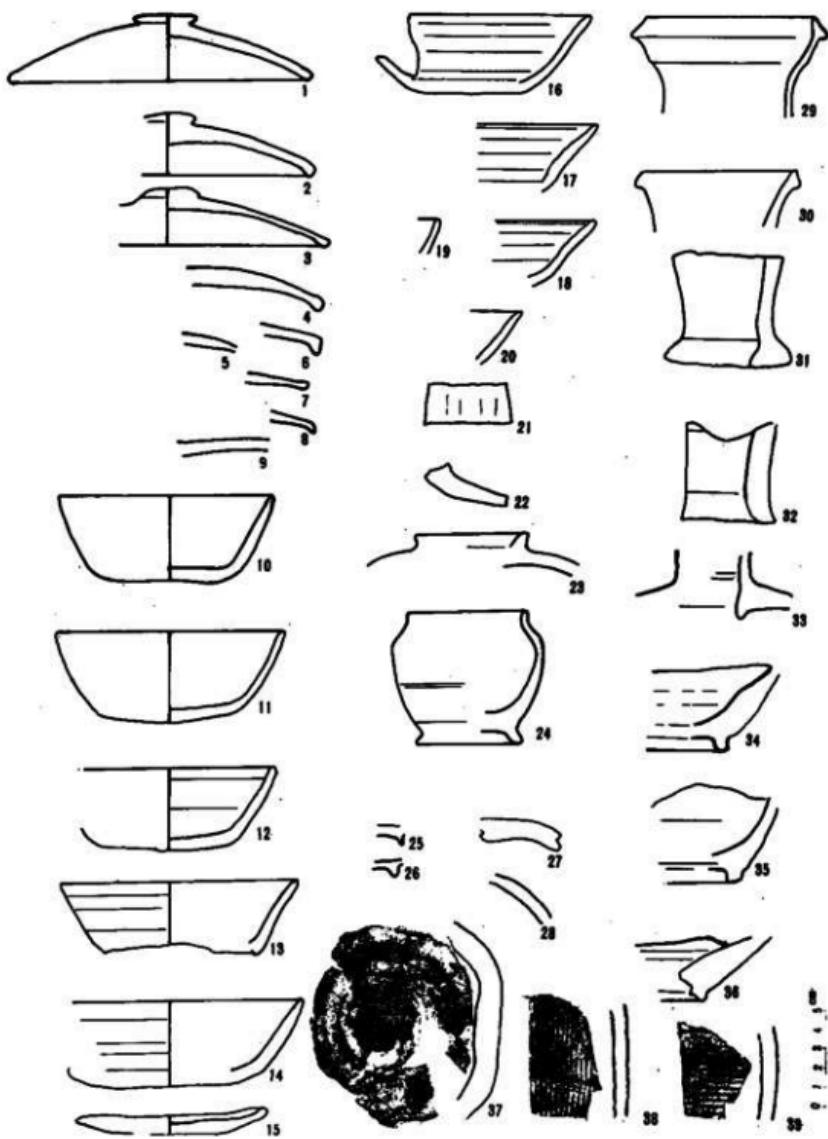
土器は極めて少なく、24片で内訳は高壺4、壺1、不明19である。

壺蓋 完形品1、器形のわかる2、3、蓋の破片の4・5・6・7があり、他に破片が25片ある。質は何れも須恵質である。

壺 完形品10、11、器形のわかるもの12・13・14・16があり、口縁の破片に17・18があり、他に破片が13片ある。底部に15があり、他に破片3片がある。部



第14図 第6号墳側壁実測図



第15图 第6号填出土遗物实测图

分の破片が27片がある。質は何れも須恵質である。

土師杯 口縁部破片に20があり、部分の破片が20片ある。

壺 長頸壺の口縁部に29の灰釉、30の須恵がある頸部に灰釉の31、32、須恵の33がある。壺の口縁部に須恵の23がある。細頸壺の胴部とみられる破片に37がある。底部は灰釉、須恵の何れかはっきりしないが須恵としておく。34・35があり、36も壺の底部とみられ、須恵である。須恵の小形壺に24がある。

破片でこの外に壺頸部須恵で2片、口縁12、須恵1片、底部破片須恵で3片、部分破片4片須恵。

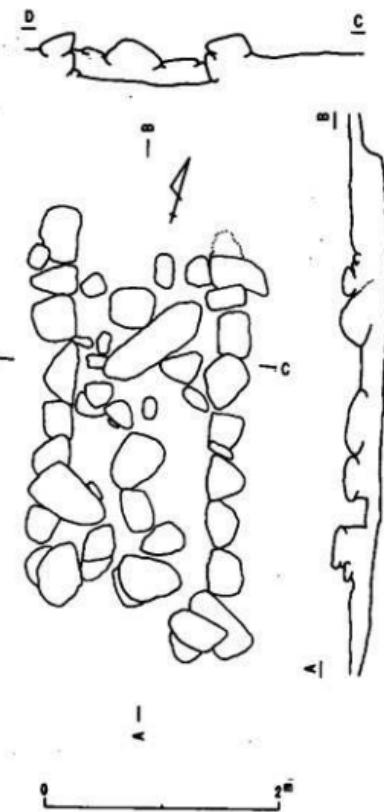
高杯 脚の部分に21の土師があり、22は脚の一部で土師である。他に土師の破片が2片あり、脚の一部である。

甕 甕は破片のみで38・39と他に1片ある。

第8表

遺物出土地点と図表番号

名 称	地 点 番 号	図番号	名 称	地 点 番 号	図番号
壺 盖	1	1	壺		13
"		4	"	床 面	11
"	2	3	"		17
"		7	"		18
"	5	8	壺	2	31
"	6	5	"		34
"	7	2	"		35
"	9	9	"		36
高 壺	5	21	"	3	32
"		22	"		33
壺	1	14	"	4	24
"		15	"	6	28
"		16	"	7	29
"		19	床 面	30	
"	2	20	"		33
"	3	10	"		37
"		12			



第5節 第7号古墳の調査 (第16、17図)

古墳の位置と調査前の状態

第7号墳は、今回第1次、第2次にわたって緊急

第16図 第7号墳石室内石実測図

発掘調査された安塚古墳群の中では、南東部に位置し、第6号墳よりN $10^{\circ}E$ 12m北に在り、本址の北西約180mを距て第8号墳更に北々東約200mの處に第4、第5号墳が存在する。

第7号墳の発掘調査は、安塚古墳群緊急発掘調査として行なわれたが、調査前の状態は、ブルドーザーによって綺麗に整地されていて、遺構存在を想定するなんらの痕跡も残されていなかった。

もとより古墳構築以降、耕作、整田によるいくたびかの乱掘と破壊に、墳丘は勿論、内部構造までも損なわれ、耕土下に埋没し、遺跡台帳にも記載されていなかったという状況ではあったが、圓場基盤整備中のブルドーザーによって確認されたものである。

第7号墳の発掘調査に至る過程は、それが完全なる記録保持に難がらなかっただけに誠に憂うべき事ではなかつたかと思われる。

内 部 構 造

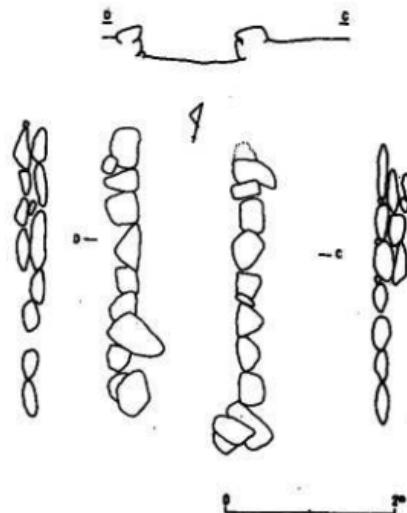
第7号墳の内部構造は、主軸をN $15^{\circ}W$ の方向にむけ、南に開口すると想定される横穴式の石室で、プランは矩形であり、圓場基盤整備面より-50cm(黒色砂礫層)より検出された。現場は既に整地されていたが、発見当時の新村歴史研究会のメモにより、本址推定位置を定め、トレンチを設けて掘り下げたが、遺構の確認には至らなかつたので、2m位置を東にずらして、ブルドーザーで試掘すると自然石が1ヶ露出。手掘調査に切り替え、掘り進むと自然石を発見、更に掘り抜けたところ、石室と見られる径3.4m×1.8mの扁平自然石集石群を検出し、その中に約10片の須恵器片の混在を見る。

(第18図)

石室は奥壁が失われ、南北にのびて遺存する側壁基底部の河原石群と、床面と思われる小砂利層が見られるのみで、つめ石はない。石室内の床面には側壁の一部と思われる最大径80cm×30cm、最小20cm×10cmを計る扁平自然石約20ヶが崩落していた。

石室の規模は定かでないが、東の側壁は床面より約1~3段、西の側壁は1~2段の野面積が見られ、東側壁長3.50m、石室内巾1.12m、高さ0.45mを計る。

東西の側壁材は、附近の梓川より採取した扁平花崗岩(最大径75cm×45cm、最小30cm×20cm、東側壁15ヶ、西側壁13ヶ)を主として、内面をやゝ角張った平面

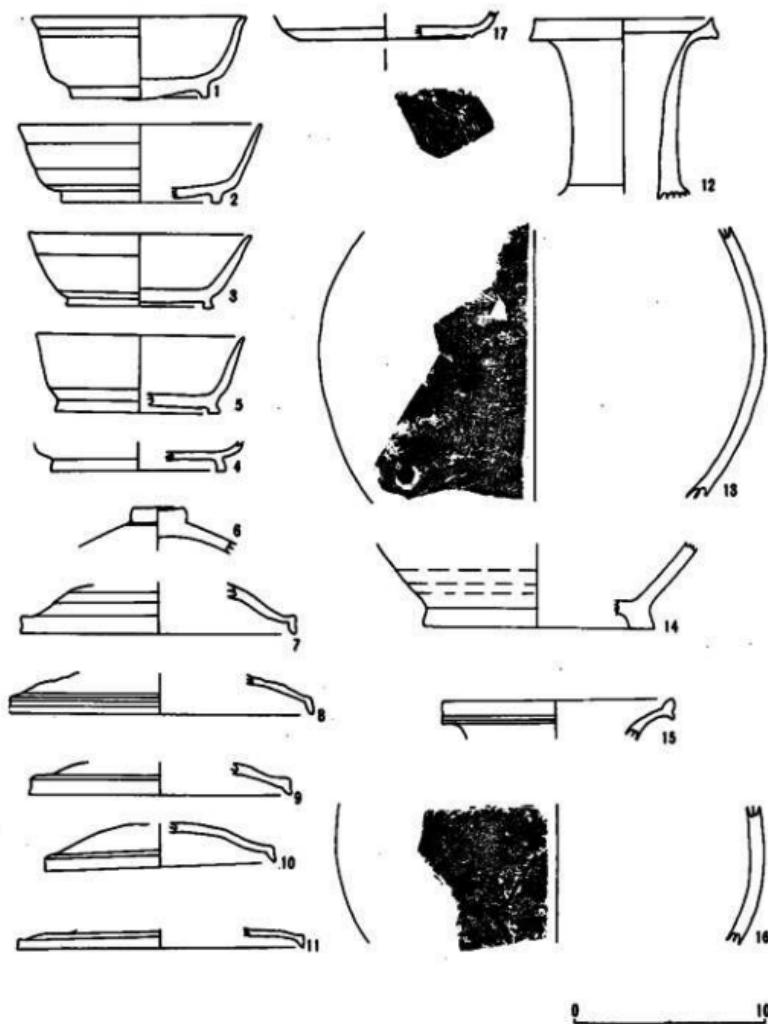


第17図 第7号墳石室実測図

で連ね、2段目からは自然石小口積にて床面に垂直に、且つ整然と構築されていた。

床面は構築時に堅固な小砂利層まで掘り込んだものと思われ、粘土、礫石等の施設は見られない。

尚排水施設も見られなかった。



第18図 第7号墳出土遺物実測図

又開口部と想定される南入口附近から炭を含んだ土塊が発見されている。

遺物の出土状態

第7号墳の出土遺物は、土器片（土師器・須恵器）のみであった。出土土器は上層面と床面とに分けられ、更に床面の前部（入口附近）からは須恵器（环身、环蓋、長頸瓶等の破片）が密集して出土し、床面中央からは、須恵器片及び東側壁面に沿って崩落石に挟まれて長頸瓶が出土した。又床面後部（奥部）からは灰釉壺小破片を含む須恵器片が検出された。以上の出土土器は4箇所に発見されたが、遺物整理の過程で4箇所の土器は何れも同一器体となるものが多く、それらは搅乱により、殆んどの器形は混在状態にあった。

遺 物

第7号墳より出土した遺物の殆どが須恵器片で、土師器は器形不明の小破片3点のみに過ぎない。器形の判明した須恵器は环身、环蓋、長頸瓶（壺）などで、完形品はない。実測した須恵器16点以外の小破片は55点であった。

須 恵 器

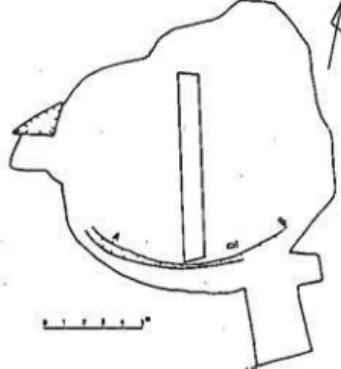
环 第18図1～5は須恵器編年5に想定される。高台は勿論削り出しで、体部と底部との境は鈍く屈曲しながら立ち上がり、緩やかな脇みを持ちつゝ内彎ぎみに口縁部に達し、口縁部はやや外に張り出している。内面と底部ともに同心円文を残し、指頭又はヘラによるスリ消しが施されている。体部はヘラ削りで整形され、口縁部は横なで調整で仕上げられている。底部は回転ロクロ利用のヘラ切りで、更にヘラなでの整形を行なっている。1、2、3、5は内、外面ともに右回転ロクロ成形で、4のみ左回転ロクロ成形である。1は口径約11.4cm、器高4.2cmで、青灰色であるが、やゝ淡い褐色がかっている。胎土に砂粒を含み、底部にはヘラ切り痕が明瞭に残されていて、且つ底部面は異常な盛り上がりを呈し、その中央部は高台よりはみだし、高台及び体部の一部も外側に向って歪んでいる。このような不良品を焼成するはずもなくおそらく窯内での置き方に起因するものと思われる。為に坐りは甚だ不安定な粗製土器であるが、焼成は固く隨處に鉄分の凝固瘤が見られる。2は口径約12.9cm、器高4cmで、紫灰色を呈した軟質土器で、胎土に砂粒を含み、焼成温度はやゝ低く、還元状態が不十分だったと思われるが、鉄分集合面は固く焼き締まり。断面はサンド・ウィッチ状を呈している。高台にはヘラ削り出しの際の傷痕を残し、整形はやゝ不良である。3は口径約11.9cm、器高3.7cmで、色調は還元焰特有の青灰色で、胎土に砂粒を含み、内部、底部ともに顕著なスリ消しが施され、体部の外面にはロクロ回転により体部及び口縁部を挽き出してゆく過程での水引き粘土痕が一条の隆起線となって残されている。焼成、整形ともに良好である。4は高台部分のみの破片であ

り、推定高台径約9.2cmで、色調は暗褐色を呈した軟質土器で、胎土に砂粒を含み、焼成温度はやゝ低く還元状態不十分で、断面はサンド・ウィッヂ状を呈している。5は推定口徑約11.1cm、器高4cmで、淡いみどり色がかった灰色を呈し、焼成不良の軟質土器で、胎土に砂粒を含むが、この土器は数多くの小破片を接合復元したものである。

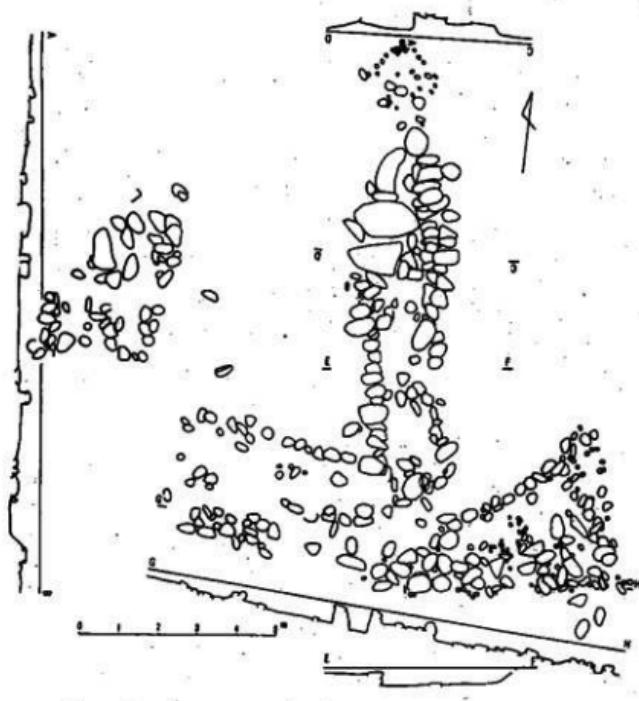
坏蓋 第18図6は平整状のつまみを持つ、つまみ部分のみの破片であり、須恵器縦年6に想定される。つまみ上面は左回転ロクロで整形、凹みをついている。尚つまみの外縁にはヘラによる刺突傷痕が残され、断面から観察すると、つまみは体部天井部成形後に、別成形のつまみを貼り合わせるように附着させ、更にヘラにより整形されたものと思われる。つまみ接合部分に附け面有の割れが見られる。蓋体部は内、外面とも右回転ロクロで整形され、胎土に砂粒を含み、焼成は良好で、色調は青灰色を呈している。7~11は縦て蓋口縁部破片である。体部からなだらかな焼き出し波形をえがいて口縁部に稜をつくりやゝ外反りに垂直に先端を鋭く仕上げ、立上がりは逆「く」の字形三角形である。11以外は青灰色の色調を呈し、胎土に砂粒を含み、焼成は良好である。7~11ともに外面はヘラ削りで整形され、内面は指頭によって整形されている。7~8は右回転ロクロ整形、9~11は左回転ロクロ整形である。推定口径、7は約13.5cm、8は約16.2cm、9は約14cm、10は約10cm、11は約15.2cmである。11は還元不足であるが、因く焼き締まり、色調はやゝ暗いセピヤ色を呈している。器厚もうすく、平均0.3cmであり口唇部の立上がりも0.4cmを計る。

他別個体と思われる蓋小破片3片を數えた。

長頸瓶(壺) 第18図12~16は長頸瓶の破片で、12~14、15~16の2個体と推定される。胎土は緻密で、砂粒を含み、焼成は因く焼き締まり、12~14は黒色を呈し、15~16は白瓷(灰釉陶器)に見紛う白灰色を呈している。外面には松の木灰と思われる自然釉がかゝり、カキ目成形にヘラ調整が明瞭に見られる。内面は指頭による整形が施され、粘土組積み上げ法で、あらかじめ下ごしらえをしたものを左回転ロクロで成形したものである。12は頸部破片で、口径9.4cm、頸部器厚9cmで、体部が僅かに残され、内面全体に自然釉がかゝり、頸部はやゝ丸味をもって外側へ開きつゝ立ち上がり、口縁部は大きく外反し、口唇部での稜線は鋭く、断面はかすかな外反り三角形となっている。13は体部破片で、器高14cm、胴径約23.3cmで釉だまりが見える。14は底部破片で、高台は外張りが強く、体部の立ち上がりも大きく外反し、鋭い「く」の字形を呈している。尚底部、高台裏までも焰が廻り、自然釉がかゝっている。15は口縁部破片22で口径12.2cmで、口縁部外面稜間に2条の



第19図 第8号墳発掘地城実測図



第20図 第8号墳石実測図

沈線が施されている。

16は15の体部と推定される。推定胸径約22.7cmである。

以上個体の長頸瓶は須恵器編年5~6に想定される。

17は出土土器の内、最も新しく、おそらく9世紀に降るものと思われる底部に糸切り右回転ロクロ痕が見られる坏底部小破片である。高台は既に失われ、高台底のみが僅かに残されている。色調はセピヤ色を呈し、胎土に少量の砂粒を含み、還元不足の軟質土器であるが、焼成は固く焼き締っている。底部径約9.2cmである。

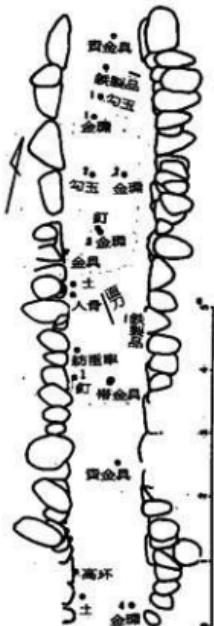
(三村康・山越正義)

第6節 第8号古墳（第20~26図）

この古墳は今回調査された古墳では一番西になる古墳で、4、5号墳の西方に位置し、15m程北に国道158号線があり、100m程北によると旧杵川の河岸段丘線となる。段丘との中程に旧野麦街道がある。古墳は整地作業中に、一部の石が発見され、以前、田の駐附近より、庭石に大石が掘り出され、前々から気付かれてはいたが、今回の調査が始まって、遺構としての関心がもたれていた。発

掘はブルドーザーによる作業中発見された石を追って東西のトレーニチが設定され石並びの掘出しがなされたが、不規則に散乱した石が現われたのみで、遺構はないかに思われたが、トレーニチの北側に石並びがあることをやがて気付くが上部の土が多いので、ブルドーザーにより除土をする。西が高く、東が低い2枚の田の畦になる斜面に、入口を南にもつ横穴式の石室があるらしい。

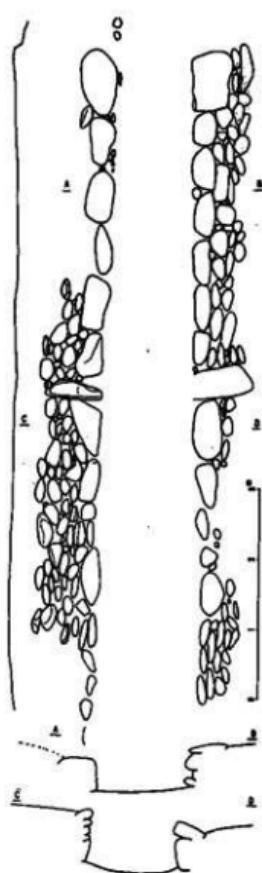
この古墳も古墳の上部は取り除かれ開田の



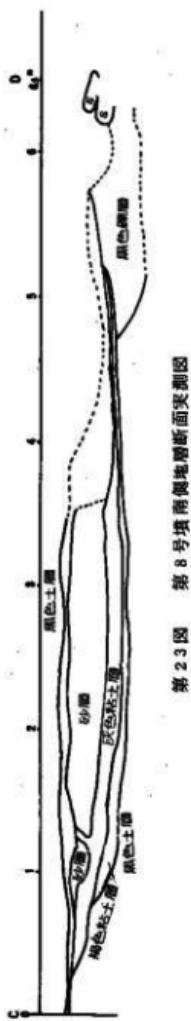
第21図 第8号墳石室実測図

ため不用の石は石室内や、古墳の周りの一部を掘り側壁の石を埋めたらしい。西側は一部深く掘られて大きめの石が埋められていた。掘り上げが進むにつれ物ってきたことは、古墳が造られた後に、梓川の洪水がこゝに押しよせ、かなりの厚さに粘土質を帯びた土層が堆積し(第23図)

開田の時の堆積土が掘られて、古墳の石と交換された形になり、尚墳丘は砂礫土で盛られ、古墳築造時は附近は砂礫土で、水田の耕土としては不向きであり、古墳の存在は上下の田の畦として利用される結果となり、古墳の築造には古墳に盛る土が不足することがあり、両側の入口附近が掘り取られ、今回古墳を取巻く周溝かと思われたが、東側にはその痕跡はなく、入口の出入りを容易にする点からも入口附近の取り除きは必要であったと思われ、土質のよくない墳丘の盛土の崩れを防ぐに掘石が南側の低い面につくられ、又入口西側の上部に一列に石が並べられて西に伸び、盛土の崩れを防いだとも見受けられるが、墳丘等の破壊が甚だしいので、確かではない。掘り上げられた石室は大小の石が中に在り、



第22図 第8号墳側壁実測図



後室には大石が2箇並んで石室内に在り、この附近西側の壁は下一段しか並んでおらず、石室内の大石は、側壁の石にも、天井の蓋石にも考えられる。側壁に使用されている石は、他の古墳に比べて不揃いで形も悪い。側壁は約1m位残っており、少しづつせり出しの送り状に積まれている。後壁は無く庭石に抜き取られたと推定される。横穴式の石室の大きさは全長9.7m、入口の巾1.25m、奥の巾1.2m、中央附近が少し狭くなり、壁の立石により前・後室の二室に分けられる。この古墳は南側に裾石が半円に残り、北は判らないが墳丘の範囲が推定でき、径は約11mの墳丘と推定される。又この石室の入口には火を焚いたと思われる灰を含んだような土砂があり、祭祠の跡を思わせる。

第8号古墳遺物の出土状況（第21図）

石室入口の右側に金環が1箇発見され、内部が荒らされているのを感じたが、出土品はまとまりを欠く点があった。直刀が石室のはば中央にあり、刀装金具の資金具が前室の中央附近や、後室の奥にあるなど、後世に荒らされた状態と考えられる。前室の資金具も埋められた砂などとほど同じ高さより出土しており、石室破壊の時の所作が考えられる。後室附近も小礫が埋められており、その下に勾玉等出土はしたもの、入口にあった金環を考える時、どこまで当初の状態か全く判らない。矢1の金環と勾玉の中間から前室によった矢3の金環と直刀の中間位の2.5m位の床面に稍赤味を帯びた範囲があり、砂礫の着色もまだらであり、特定の場所が濃いという状態はなかったが、他の床面の状態とはおもむきをことに致しており、埋葬に関係があるのではないかと感じた。石室の中央附近、後室になる位置より人骨が発見され、直刀も出土致しているが、これは人骨にともなったものであろうか、西沢寿見氏の所見によると20才前後であると判定されている。入口に近く西側の壁近くに高杯の杯の部分があり破損はしているが何か頭初からの感じを受ける。前室の西側奥から鉄製の筋垂車が1箇発見された。

第8号古墳遺物（第24・25・26図）

第8号古墳は石室の石も特に選別されたものでも無く今回調査された古墳の内では一番垢抜けしない石室であったが、副葬品は一番多種にわたり、過去に破壊されながらも裾石なども残っており、資

料を得られた古墳であった。鎔金具等被葬者や古墳の築造年代を知る上に重要な資料であると考えるが、筆者は不謬で十分意を尽せないと思われるが各遺物について記す。

杯蓋 完形品に 18 がある。22 はほゞ器形が知られる。縁の部分に 26, 27 があり他にも破片が 20 片ある。

杯（須恵） 杯の完形品は 28 があり、30, 32 は部分であり、30 は小形である。他に破片が 18 片ある。

杯（土師） 完形に 34 があり 35 は一部を欠く。36, 37, 38, 39 は口縁部の破片であり、他にも破片が 7 片ある。内面は黒色である。

高杯（須恵） 高杯の完形品は 19 があり、23 は上部の杯の部分とみうけられる。

高杯（土師） 破片のみで脚の部分に 21 があり杯の内面は黒色である。20 も脚の一部で、24, 25 も同じである。他に 7 片脚の破片がある。

その他の土師 壺の底部とみられるものに 40 があり、他に破片が 22 片ある。

壺（灰釉） 完形品はなく、48, 52 は長頸壺の頸部である。44, 45, 46 は口縁部である。49 は細頸の頸部である。他に破片が 14 片ある。

壺（須恵・灰釉） 口縁部の一部を欠くものに須恵の 33 があり、大形のものに須恵の 47 の口縁があり、胴部に須恵の 41, 43 がある。破片で須恵が 42 片、灰釉が 13 片ある。底部に須恵の 50, 51 がある。

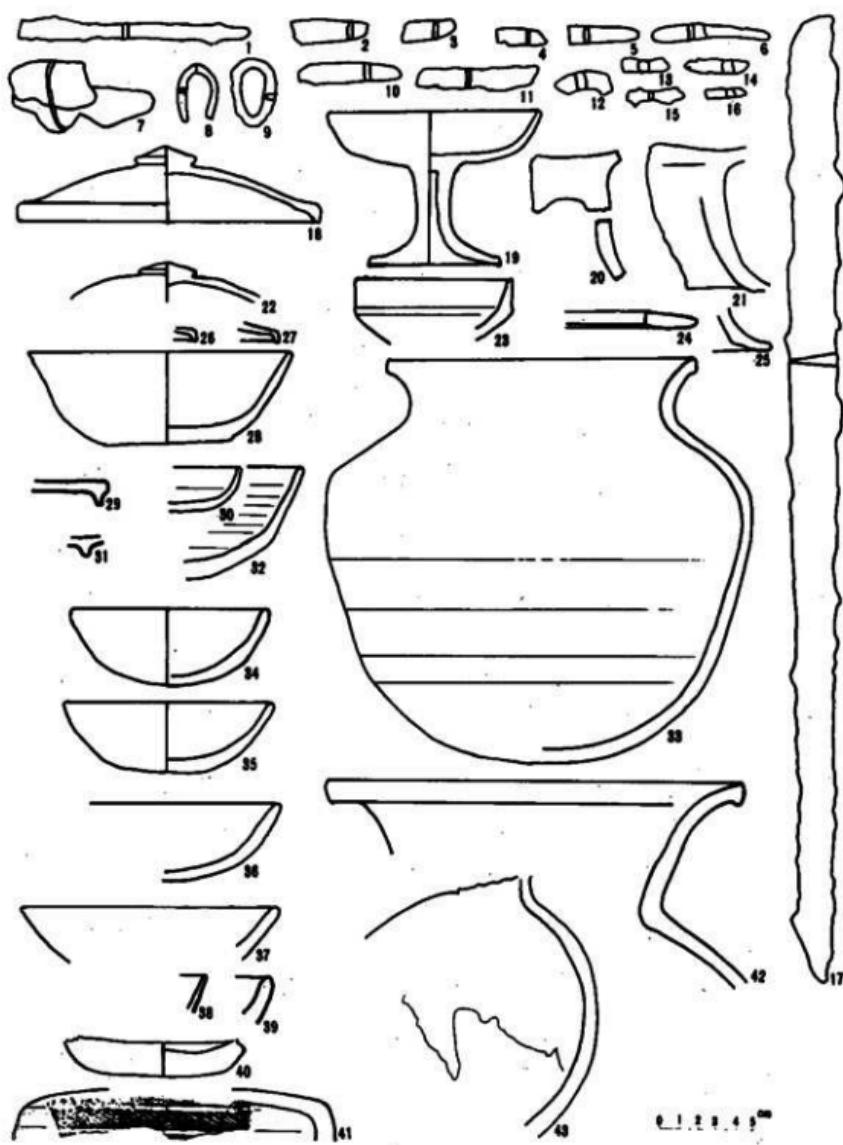
鉄製品

直刀 石室のほゞ中央から 17 の直刀は発見され長さ 51 cm、身巾 2.5 cm の平造りであったと推定される。細身の中に入ると思われるが、石室内には、刀装具の金具とみられるものに、8・9 の責金具、7 の金具も刀に関係するものかどうかよく判らないが一応納の金具でないかと判断する。金具は薄手で刀の鞘を巻いたような曲りをもっている。金具類は何れも鉄製である。

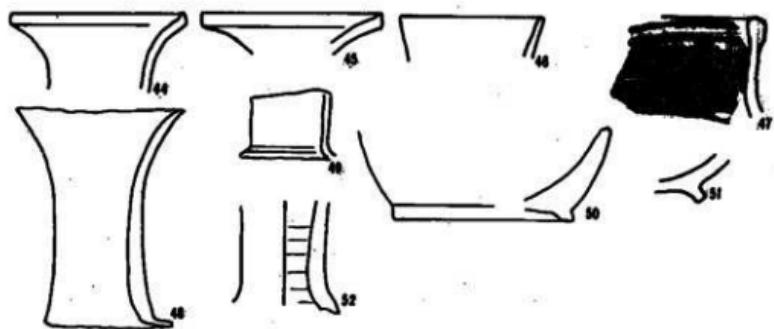
その他の鉄製品 石室外の上部から 1 が発見された。縁の一部かとも見られるが、判定できない。

2~5 は発見された時は刀子でないかと見られたが、取上げてみると別れ、薄手の製品であり、断定できなくなった。10・11 は墳丘の東側から出土し、何であるか判定できない。15・16 は石室内から発見され、16 は紡車車の南の壁近く、15 は石室中央より少し奥によって、3 の金環のそばより出土したものであるが、何れも小片で銛と断定できないかもしれないが、銛と致しておく。

12~16 の鉄製品も腐食が進んでおり、1 本にまとまるものなのか、散点に分かれのか判らず不明な鉄製品である。



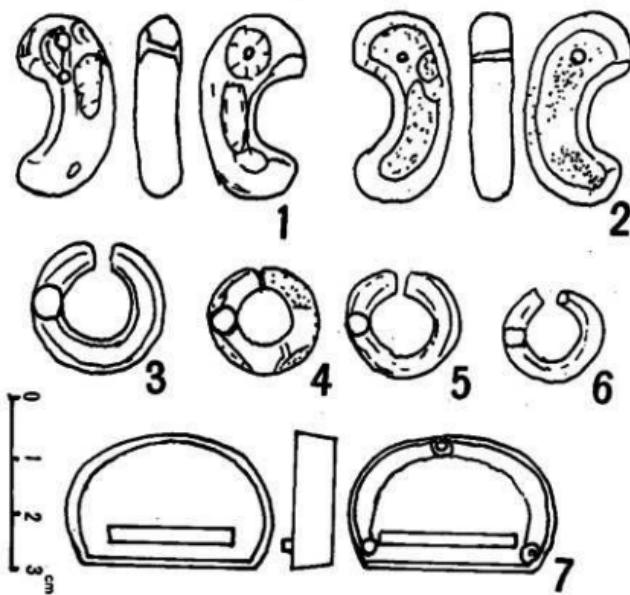
第24图 第8号墓出土遗物实测图 (1)



第25図 第8号墳出土遺物実測図 (2)

紡垂車

鉄製紡垂車が
西側の壁ぎわ
より発見され、
入口よりは4
m入った前室
と後室の境近
くになり壇迄
は30cm位あ
り前室になり
40cm位入口
よりには軸と
した鉄製品が
出土している。
紡垂車は破損
を恐れて、石
膏を使用して
取上げられ、
その除去作業



第26図 第8号墳出土遺物実測図 (3)

が終了していないので、出土地点と鉄製紡垂車であることを報告致しておく。

装飾品

勾玉 石室の後室中央附近から出土し、1が奥で2とは1.2m程離れて発見された。1、2とも磨上げが十分でなく、2は自然面とみられる面もあり、1は穴口、正規な穴の外に1ヶ所穴をあけかけた痕があり、作り直しの製品かもしれない。2箇とも色は良くない。

金環 4箇出土しているが図の6は石室入口で20cm程床面より上って発見された。銅地に鍍金があり、8号の金環としては一番鍍金が残り、綺麗である。後室には入って5の発見があり、金環に接した北側より釘としたものが出土している。銅製品で鍍金等は無く、最初から無かったか不明である。5の金環より1m程奥に入り、東壁に近く、2の勾玉と60cm離れて4が発見され、これは銅地に鍍金があったが剥落して今は僅かに残り鍍金のあったことを知られるのみである。4から1cm奥に入って西側の壁に近く、3の金環が発見された。30cm程離れて奥に1の勾玉が出土している。3は銅地で鍍金は見えず、剥落したのか、最初はあったか不明である。4箇の内では一番大きく、大きさをみると、表9となる。6は少し厚さが角ばかり他とは製作が違っている。

番号	径	厚さ
3	2.5 cm	6 mm
4	2 cm	5 mm
5	2.1 cm	4 mm
6	1.8 cm	4 mm

鉢形金具 前室から出土し、入口から3.5m程奥に入った石室中央で、床面よりは30cm位上って埋められた砂礫の中より発見された。大きさは半円形で3.8cm×2.4cmあり厚さ8mmあり、上面は下部より5mm～3mm狭い梯形をしている。裏側は1mmの縁をして、中空であり、両脇と、円形にふくらんだ万の真中に、帯に取付けの足が出ている。半円の反対側の直線をした側には2mm×2.4cmの矩形の穴があけられている。銅製である。

鉢形金具は慶雲4年(707)に革帶の使用が認められ、延暦19年(796)に禁じられるまで朝服を主とする腰帶の飾り金具である。位階は六位以下の下級の位階であったらしい。半円形のものは丸網と呼ばれ、万形のものは巡万と呼ばれている。材質や表面の文様の有無は身分によって違い奈良時代には、皇族をはじめ五位以上の官吏は金銀装、六位以下は銅の金具に漆をぬった烏塗のものであったといわれている。

(小松 康)

第7節 第9号墳

第9号墳は、安塚古墳群の西側地域に位置し、西方18mの所には第8号墳がある。

9号墳は耕作土をブルドーザーにより削平中に発見され、発見時にはすでにその大部分が破壊されてしまっていた。わずかに石室の一部が残存しているのみであった。したがって墳丘および石室等の



第27図 第9号墳出土遺物実測図

全体像は把握することができなかった。

石室は石積み最下部の石

みで、その上方は失われてしまっていた。この残存部分のおよよその規模は、長さ2m、巾1.5mを計り、8号墳の石室同様北の方向を向いていたものと思われる。西側壁には長さ40cm、巾20cm、厚さ10cm前後の自然石を、また東側壁にはこれより幾分小さな自然石を積んでいる。他の古墳同様使用している石は扁平で丸味をおびた花崗岩である。

この石室は砂利層上に構築されている。この砂利層は非常に堅くしまっており、あるいは石室を構築するにあたって固く基礎固めを行なったのかもしれない。

出土遺物は、須恵器壺の口縁部破片が1片出土したのみであった。口縁部は、外への傾きが大きく、口縁端部は外面をわずかにふくらませてゆるい三角形状を呈している。外面は無文で、自然軸が全体的に認められ、淡緑色をなしている。（第27図）

とにかく9号墳について知りうる事項は以上のようにあり、その詳細を知るには余りにもデータが不足している。しかし、大きく、しかも特殊な施設を有する8号墳の東方に位置するこの9号墳の存在は、安塚古墳群全体の中で考える時、性格は不明の部分が多くても、極めて重要な意味をもつていよう。

（小林康男）

第4章 安塚古墳群出土人骨所見

埋葬人骨は第1、2、3、4、5、6、7、8号の各古墳より出土した。発掘調査の結果は既述の通り各古墳にそれぞれ特質がみられたが、人骨の埋葬方法や遺存の状態にも、興味ある結果が提示されたものと考えられる。

以下、人骨の出土状態と形質についての所見を記載する。

第1号古墳：人骨は集積された状態で採り上げられたが、これは遺骸が骨となって残った後に改葬されたものであろう。周囲に埴土や灰の分布ではなく、黒色の砂質土中に包埋されていた。骨はすべて2~3cm平方程度の板状の緻密質や海绵質部の小塊となった骨片で、その性状や個体数は不明である。

第2号古墳：第1号墳と全く同様な出土状態である。ただし人骨は全て火焼により白色で堅硬な骨質と変る。また細かく破碎され、捻転や亀裂が生じたため、その形質は捉え難い。量的には各古墳中もっとも多量に遺存されている。頭蓋骨は頭蓋冠の部分が散片残り、これらの一部に適合しない縫合線が認められる。他に眼窓縁の破片、頭蓋底部などが識別できる。四肢骨（長骨）は、特に上肢の部分が多く、鎖骨の一部も残る。骨稜のやゝ発達した大腿骨々体の破片は、変形しているが細い骨体周径が推測できる。

第3号古墳：第1、2号墳と同様な出土状態のものであるが、火焼を受けた各骨の遺存程度は、第2号墳人骨以上に細片化されている。識別できるものに頭蓋骨の眼窓縁の一部、大腿骨々頭の一部などで、他はすべて3、4cmの長さに折損された長骨の破片である。

第4号古墳：本古墳群のなかでも特異な埋葬状態を示す。玄室のやゝ奥寄り、西壁に接した位置で、径約30cmの範囲に分布する炭化物と焼土中に内包されて出土した。即ち赤褐色の塊状となった焼土と、直径約5、6cm程度の木炭とが薄い互層をつくり、厚さ約7cmのレンズ状となった陥込みである。その底位は玄室床面と同一レベルに合致する。人骨は焼土の溶解浸透により、茶褐色に着色されている。いずれも断片状であるが、頭蓋骨の小片、左右の肩甲骨関節窩（左側は肩甲頭まで残り、関節窓長35mm、同幅24mmである）の部分が残る。また破片であるが、6個の頸椎の椎体が算えられる。橈骨小頭なども混入するが、他の強大な長骨等の遺存はみられない。

第5号古墳：もっとも埋葬形態を残す人骨が出土した。玄室のやゝ奥寄りで、東壁に沿う位置である。床面直上で、南北に約1m、幅約40cmの範囲内に限定された骨の分布から、1個体の遺骸のものと推定される。しかし、腐朽の程度は進歩し、包埋土も粘着性の強い土質のため、発掘の際のクリーニングは一部を除き不可能であった。

骨格の分布の中央部は径35cmほどのブロック状の土塊中に骨粉化して混入するもので、殆んど原型を止めない。この北側に連結して、脛骨の骨体部、上腕骨の遠位関節端、脛骨の近位端が、それぞれ上下3層に交叉し、密着して出土した。この位置より北向きに左右脛骨の骨体部が平行して残る。その他周囲に上腕骨、尺骨等の破片の散布がみられる。しかし、機ね脆弱な骨質と、管状骨の場合、側方からの強い土圧により板状に破碎されて、原型に復さない。比較的の形状を有する脛骨は、骨体の主として前縁部であるが、押圧により扁平化する。緻密質部は厚く、頑丈な感がある。

以上の横臥位の人骨と同一面に、径20～30cmの平石の配置があり、両側の石の傍らに、下顎骨、齒の残存が認められたが、細片のため確認できなかった。

第6号古墳：石室の中央から奥寄りに、4個所の骨の点在が認められた。もっとも南側の小プロック状の骨片中に歯が1本検出された。上顎右小臼歯であるが（第1，第2は区別できない），歯頭部より歯根が欠失している。咬耗の程度は進み、咬合面はほぼ平坦に近くなり、象牙質の一部が円状に露出している。Brocaの分類法による2度に当たり、40～50才の年令が推定される。奥部西壁に接した長骨片（発掘時は現長10cm）は縦裂された細片であるが、上腕骨の骨体部と見做される。他の位置の骨は、漸くその所在を是認するに止まった。これらはいずれも床面より約10～15cm上部の砂質土層に包含されるもので、骨の連結性も窺われず、追跡的な葬法も考えられよう。

第7号古墳：床面に数個の散細片の散布がみられた。東壁際に管状骨（上腕骨の骨体を含む）の破片が残る。骨はすべて火焼骨である。

第8号古墳：玄室中央辺の東壁に接し、極度に腐敗した状態で出土したため、殆んど形状を止めない。ただし歯が2本検出されている。1本は臼歯の歯冠であるが歯種不明、他は上顎第1大臼歯であり、歯冠の珐瑯質のみが残る。咬合面の咬耗は全くみられず、推定年令は20才前後であろう。なお、人骨出土位置の上方には、後世における削土の際の玄室上部の破壊がみられ、崩落土が充填するが、その土中に馬歯、馬骨の混入があった。歯は臼歯8本、門歯3本、骨は肋骨の基端や、上腕骨頭などが識別され、1頭分のものとみられる。比較的保存はよい。

以上記載の通り、安塚古墳群に於ては、その埋葬状況にいくつかの相違がみられる。勿論その結果は総合的な判断を俟つものであるが、調査された10基中、8基に人骨の遺存が認められたことは、湿泥状の土中における骨類の保存の傾向としては稀有の事象といえよう。いずれも腐朽が進み、安塚古墳人の性別、年令、形質を論及する資料にはなり得なかったが、当方の古墳研究の基礎資料として、意義ある成果であるといえよう。

なお、歯の観察については、田中秀雄氏に多くの御教示を得た。深謝申し上げる次第である。

（西沢寿晃）

第5章 結語

○古墳の年代

古墳の年代を決めるることは困難なことで、漠然たる年代が与えられるのが普通であるが今回調査された第8号墳は年代決定に有効な遺物が発見された。それは鈎帯金具である。鈎帯金具は慶雲4年（707）に革帯の使用が認められ、延暦15年（796）に禁じられるまでの朝服を主とする腰帶の飾り金具である。文献上から8世紀の年代を確認できる出土品であり、この地域の古墳の年代を決める上に最も良い資料になると見える。鈎帯金具の出土は「鉢」を飾った腰帶の存在を知り、腰帶は衣服令で規定された制度による腰帶であったことが知られる。この腰帶が革帯であったことは正倉院藏品中に実例が知られており、令制に定める下位の位階の腰帶の場合と一致するものであり、位階は六位以下のであるとされている。このような遺物がなぜ安塚の古墳から出ることになったのであろうか、門脇禎二氏の「律令体制の変貌」の論文の中の一端を記して古墳の被葬者の腰帶の入手を考えてみたい。

人民を一律に公民という身分でとらえてきた律令政府が、この時期には公民のなかの特定部分として、とくに富豪層を認識せねばならなくなつたことが問題である。かれらは律令国家との関係においては、まず多量の稻穀・錢・手工業生産物の貢献者としてあらわれていた。律令政府がかれらの資物貢献を容認するばかりか、それを賞して位をあたえたのは、多量の錢を蓄えたものに位をあたえて貨幣の流通をはかったいわゆる善錢叙位令とおなじように、その契約策ともなっていたのである。………政府や官大寺へ財物の貢献や寄進をした富豪は、744（天平16）以後、791（延暦10）年まで91人に及ぶが、(口)畿内やその周辺地域のものが目立ち、しだいに四国などの地にも及んだ。かれらは(口)六位から八位ぐらいの位階をもち、貢献の結果として外從五位下に叙せられたものが多く、(レ)官職としては郡司のものが多い。さらに(レ)改姓・賜姓にあづかったものも少なくない。

又伊藤玄三氏は「古墳文化各説」の「東北」の中で末期古墳の被葬者の腰帶の入手について次のように論じている。

どのような経路で東北地部までもたらされたかといえば、それは律令政府と蝦夷との間でしばしば認められる朝貢関係が一例としてあげられる。蝦夷は、正月の朝貢に際する場合のように、かなり定期的に都へのぼることもあるし、不定期の朝貢などで中央へ向かうことがあった。その記録は、「続日本紀」などに簡単な記事となって散見している。その中には、蝦夷への授位・贈物などの記事も加

えられていることがあり、ほとんどそのつど授位、賜物があったことが推測できる。しかも蝦夷に与えられる位は、内部の郡領でも五位以下であることから見て、大部分は下級の六位以下のものであったことは容易に推定されるところである。…………その朝貢関係を見ても、きわめて直接的なものであり、陸奥国府などを媒介とする間接的な関係ではなかったと思われる。

このような朝貢関係などを通じて知られる授位の姿がほぼ六位以下の下級の位階であることは、実は末期古墳出土鉢金具に知られる六位以下の階位と一致するのであり、こゝに文献上に止められた蝦夷とは、ほかでもないこれら末期古墳被葬者たちを含むものであったことが明白になるのである。かれらは、生前都へのぼって朝廷に赴き、位階を与えられた蝦夷たちであったのである。しかも、在地においては下級の位階といえ、有位の族長などとして存在していたのであろう。もちろん、このような有位のものがすべてであったとはいえないが、少なくとも末期古墳の被葬者にはそのような有位者ないし、それに準ずるようなものが含まれていたことは明らかとなった。

今回調査された第5・6・7・8号墳からは灰釉陶器の壺等の部分が出土しているが、奈良国立文化財研究所の報告によると平城宮跡の大膳職跡から天平宝守（757～765）年の代の木簡を伴って灰釉を施した、猿投窓産の長頸瓶が出土が知られており、調査の古墳からもこれに類似する破片がそれぞれ出土しており、古墳に埋葬の年代もこの木簡の年代に近いものと推定される。

調査された古墳は石室を欠くものもあるがすべて横穴式の石室をもつ古墳として間違いないものと考える。火葬骨を出している1～3号も同じ横穴式の石室をもった古墳であったろう。古墳の年代については帶金具、灰釉陶器の製作年代よりして、8世紀前半を中心とした古墳群と推定致したい。

○被葬者

西暦8世紀に亡くなられた安塚古墳の人達はこの松本平にどんな性格をもった人達であったのだろうか、富農の人々には間違いないであろうが、水田の耕作のみであったろうか、8号墳の紡車車には特別の意味はないだろうか。その後ろにかくされた背景はないであろうか、8号墳の中央辺に埋葬された人は、20才前後の若者であるというが、亡くなられた原因は何であったろうか。家族の悲しみは、両親の嘆きが聞えるようである。

第1号墳は改葬された骨であるというが、追葬のためなのだろうか、2号墳は火を受けている由、第3号墳も同様のこと、第4号墳も特異な埋葬状態であるが火を受けているらしい。火葬がこの山深い松本盆地にも意外に早く知れているらしい。中山の第39号墳も火葬骨が埋葬されていた。この仏教思想はどのようにして松本平に流入してきたのか、寺院が何処にあったのか、寺院とこれらの人達は関係なかったのか、あったのか私達には何も解っていない。松本平の古寺の建立についても白紙に

還って推論してみる必要があると思う。

○結　　び

現場整備工事中に実施された古墳の調査は前述の通りであるが、調査は年末で調査員は10月からの緊急調査と続き、加えて昨年実施の緊急調査の報告書原稿〆切を前にして、仕事が重なり、現場では手伝いの作業員が集まらず大変な調査であった。この報告書も地区内にあるとされている条里制の跡や、推古天皇3年、是年、信濃国筑摩郡荒田郷五十石^ヲ難波ノ荒陵寺ニ施入スとある古文書の問題に現地を見たり、文献の調査に手が回らぬまゝ報告書作成となり、全く出土状況の報告にとどまる結果となった。

安塚古墳群は私共にとっては意外の出現であったし、その結果について関心を寄せられる方々も多いと思われる。古墳の年代については8世紀を動かすことはできないであろうし、火葬骨の追葬にどのような供獻がなされたか、今後時間をかけてれば出土品を当時のものと分類できるのか、調査中終始私共を悩ましたものは、古墳の状態が何処までが当初の姿か、後世荒されている所は何処なのかであった。石室の造り方についても謎道をもたなく、3室にも分かれる石室は松本平としては初めてであるし、第7号墳は石室が3.4mと小型でこれも例は多くないだろう。群をなすこの古墳はグループがあり、中心となる古墳があるのでないかと齊藤忠先生は指摘しておられるがこれも今後の問題である。前にも記してあるように石をもった遺構がかなり知られており、聞込をすればまだ増えるのではないかだろうか、又古墳の被葬者の住いの地も新村地区ばかりではなく、周辺の地も注意する必要があると考える。和田の殿には副葬品と同じ時期の灰釉陶器が出土しており注目すべきだと思う。古墳の諸問題については安塚のみの調査で解決は望めないものもあるし、全国的な立場よりする時意外な問題も解けるかもしれない。今回の調査が後期古墳、群集墳の解明に少しでも役立てば望外の幸せである。調査は整地終了後に実施されたので工事中に発見、予定した遺構は半分の五基となった。今にして思えば墳墓の暗示は受けていた点があったのであるが、数年前から市内の考古学研究者達が墳墓の存在を予知し、何とか調査せねばと話し合ったことがあるが、古墳の存在は予想以上の数であった。以上のことから念願の問題が解決されることになるが、今回は地元の人達の熱意と行動が調査の出発になったことは間違いない、地元の万々の御努力がなかったら古墳の存在は知られずに終ったであろう。地元の関係者の万々に敬意を表し、今後も一層の関心をお寄せ下さることを御願い致します。

終りに御多忙中を雪のある現場に参られ種々御指導いたゞいた齊藤忠先生に厚く御礼を申し上げ、年末まで調査続行で多忙の中を参加下さった調査員の方々や、工事中何かと御協力戴いた工事関係者の皆様方、安塚町会の皆様方など多くの関係者の皆様に心から厚く御礼を申し上げ、調査の無事終了

したことにして御礼を申し上げます。お世話になった方々の御芳名を記して御礼を申し上げられないことは残念であります。心から厚く御礼を申し上げます。

(小松 康)

参考文献

新版 考古学講座 五 原史文化下 雄山閣 昭42

斎藤 忠 古代の装身具 塙書房 昭38

東筑摩郡誌 第一巻 自然 東筑摩郡 地土資料編纂会 松本市 昭32

東筑摩郡誌 第二巻 歴史上 東筑摩郡 地土資料編纂会 松本市・塙尻市 昭48

圖版1 較空写真





図版2 遺跡の遠景（東南より）



図版3 遺跡の近景（東南より）

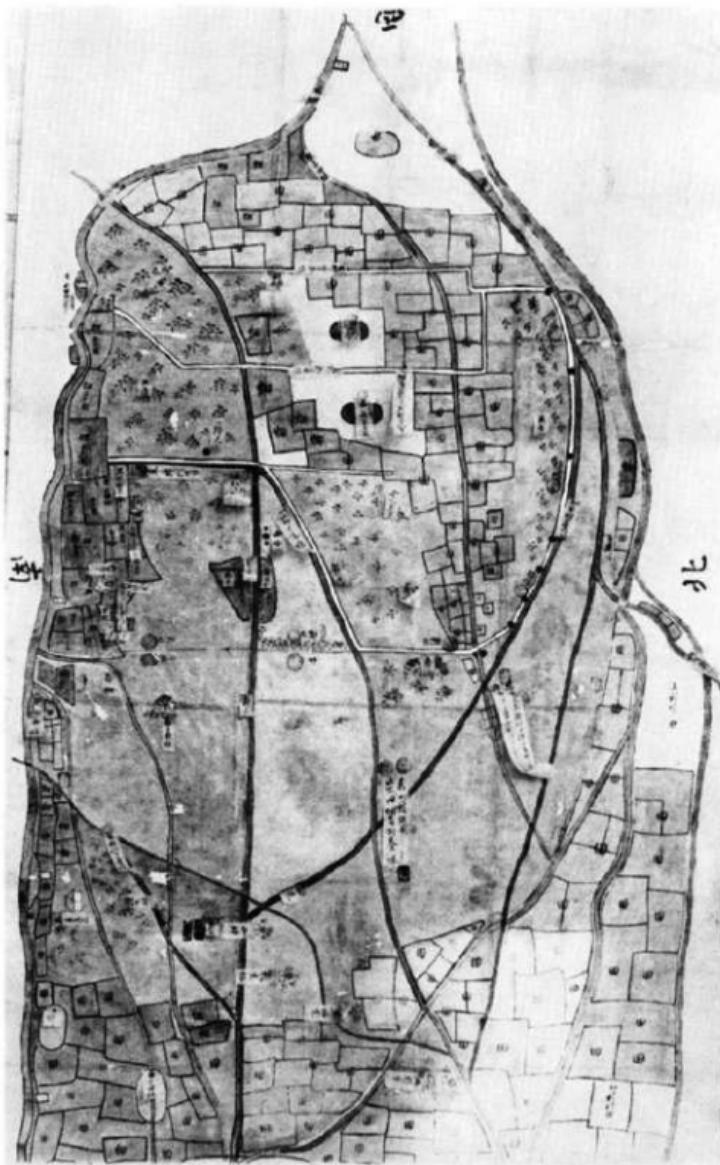


図版4 恤靈祭



図版5 恤靈祭

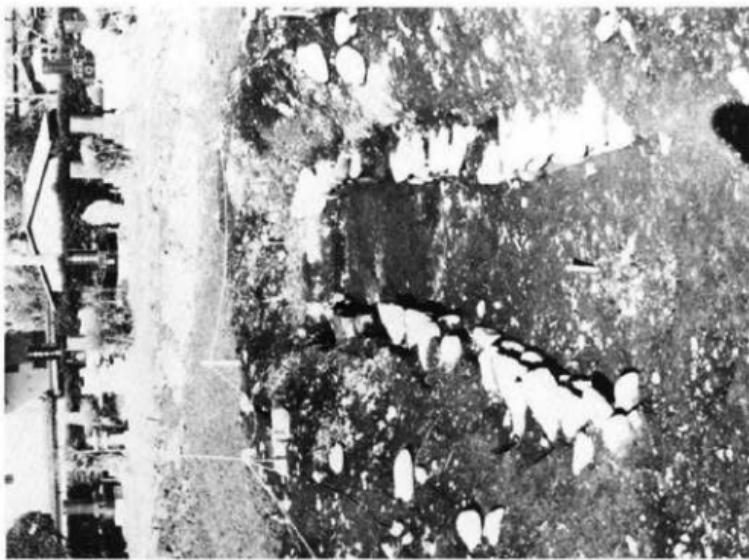
図版6 元禄の古絵図



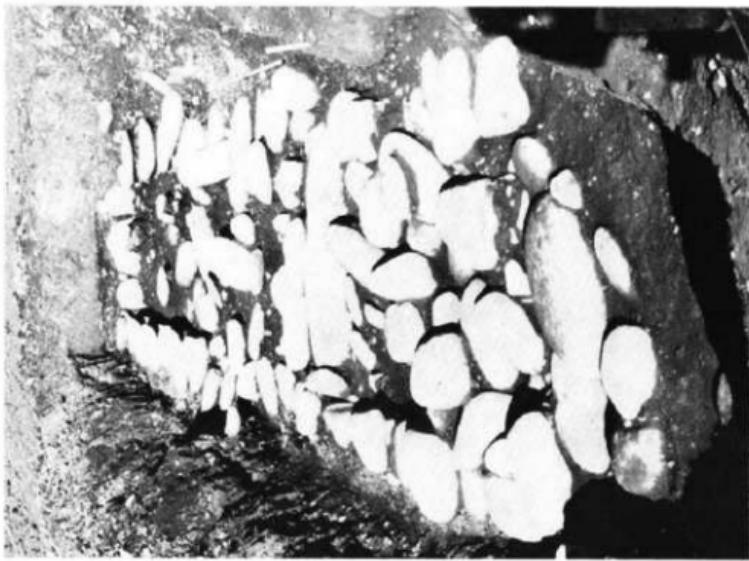
図版7 第5号墳の石室



図版8 第5号墳の石室

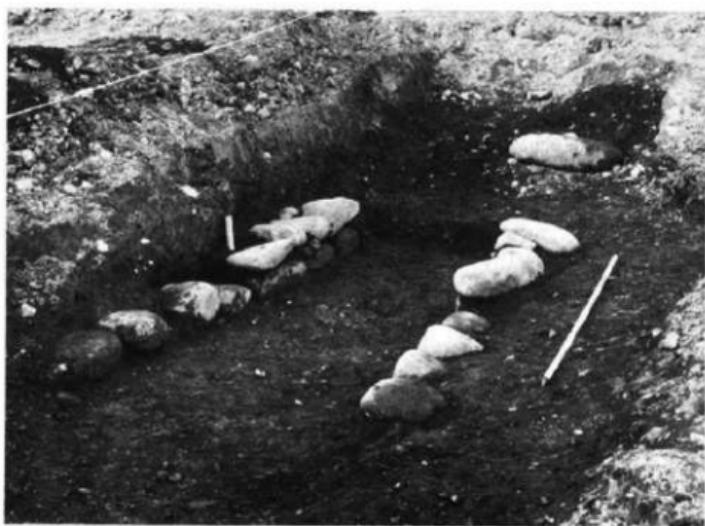


図版 9 第 6 号 填 石 室 内 の 石

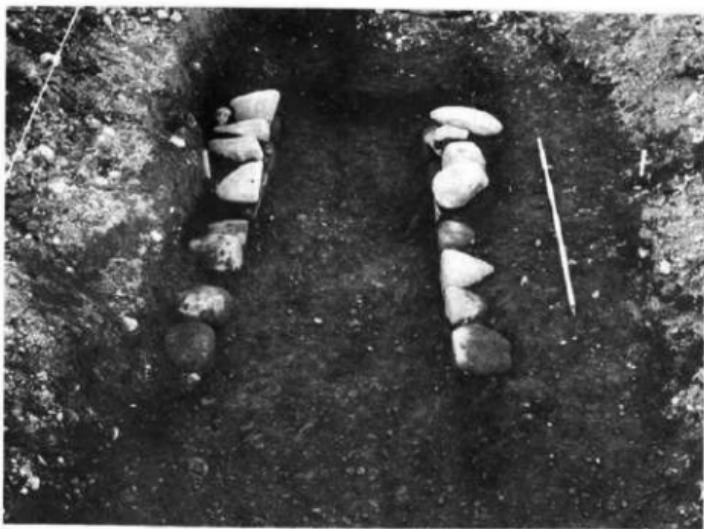


図版 10 第 6 号 填 石 室





圖版 11 第 7 号 填 石 室



圖版 12 第 7 号 填 石 室



図版 13 第 8 号填石室内の石



図版 14 第 8 号填全景(南より)



図版 15 第 8 号墳全景(南東より)



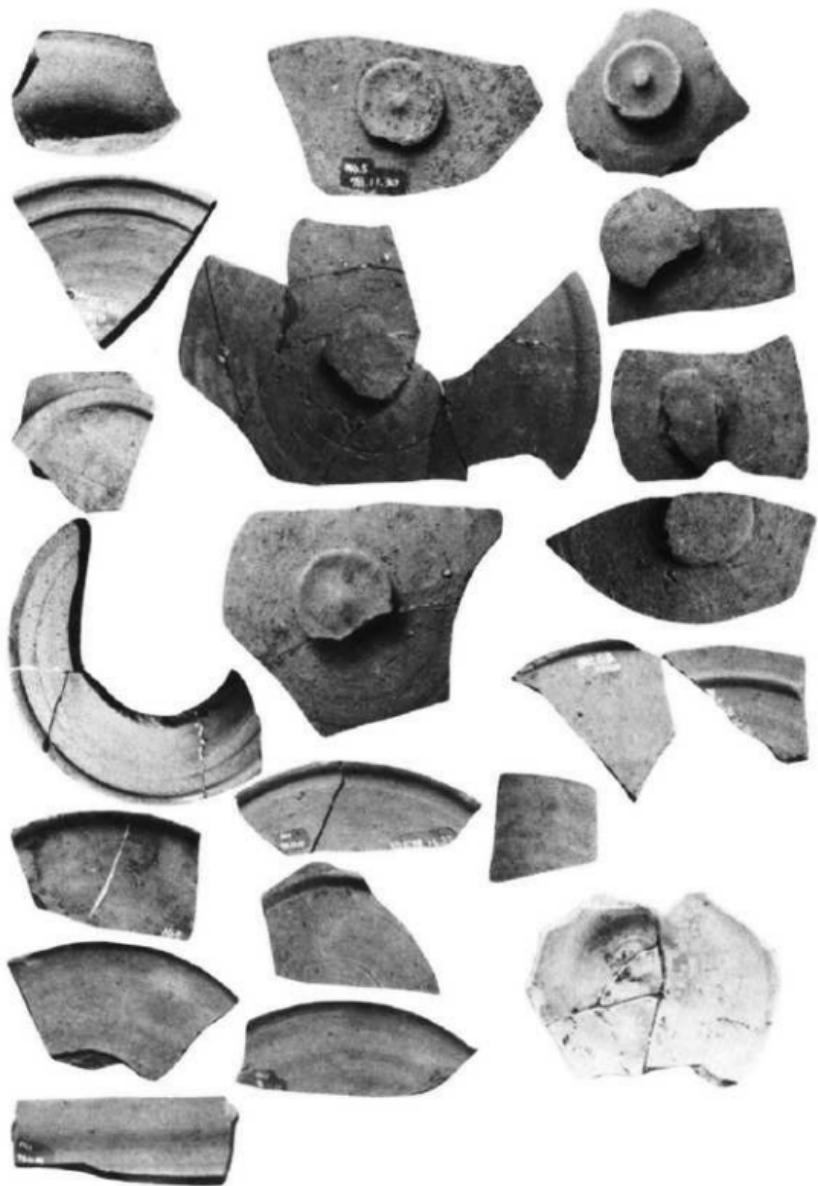
図版 16 第 8 号墳石室



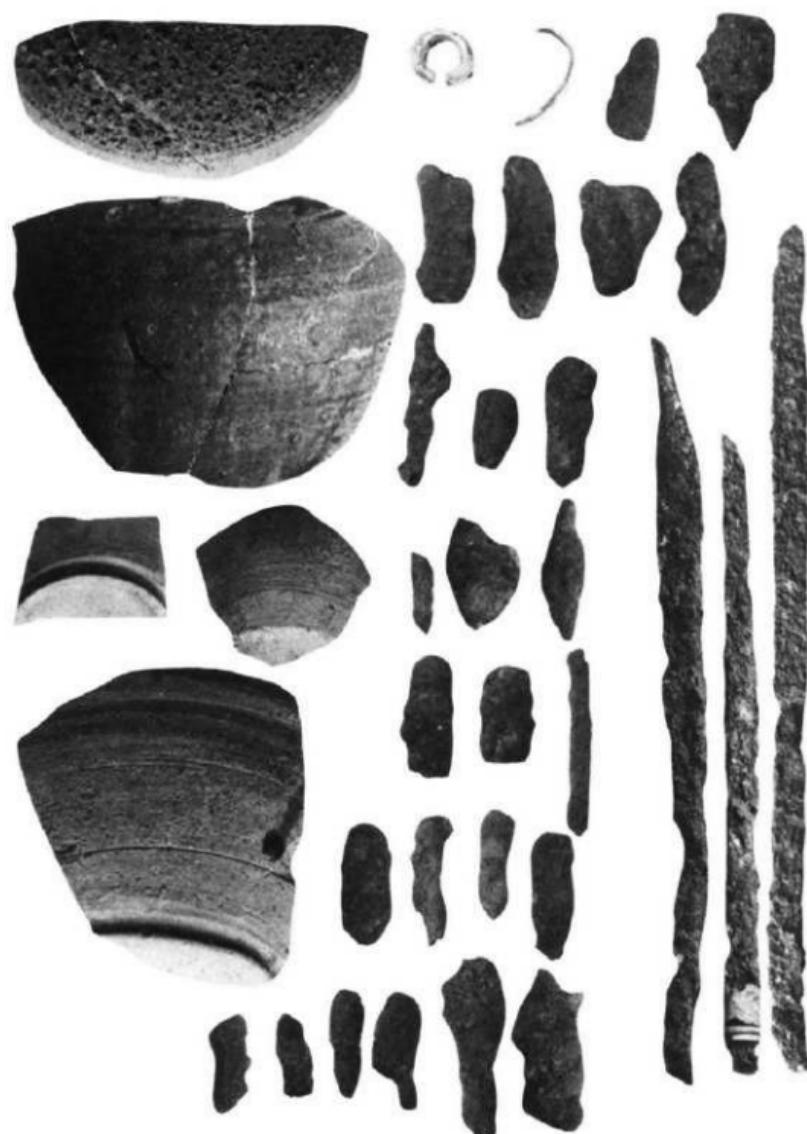
图版 17 第1·2·4号墳出土遺物



圖版 18 第 5 号填出土遺物 (1)



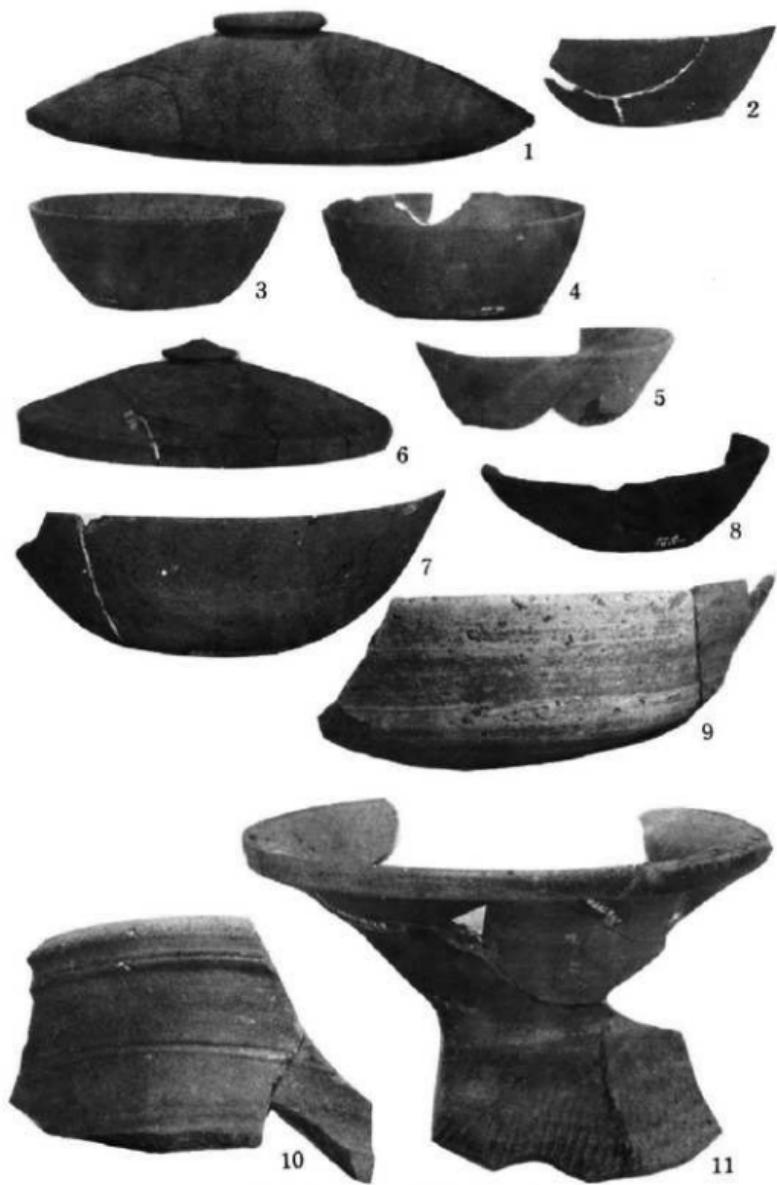
图版 19 第 5 号填出土遗物 (2)



图版 20 第 5 号 墓出土遗物 (3)



圖版 21 第 7 号墳出土遺物



圖版 22 第 6 · 8 号墳出土遺物



1



2

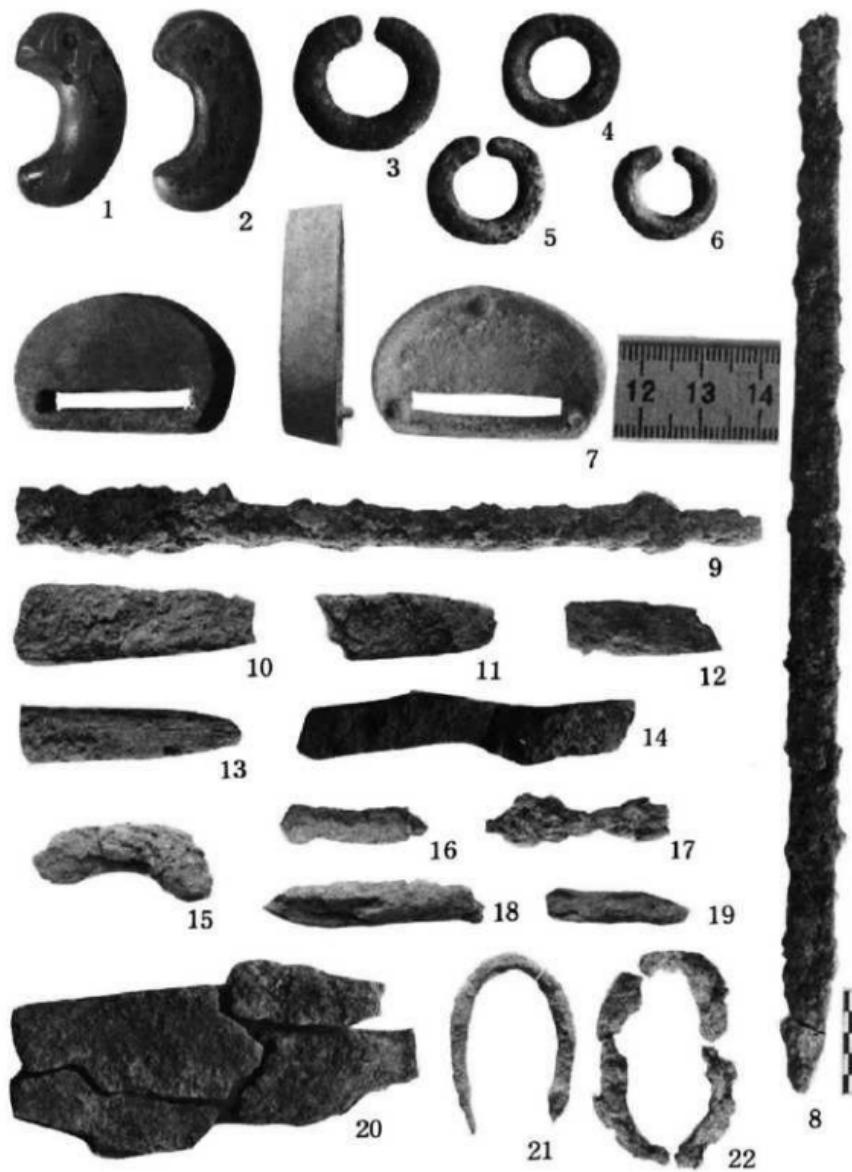


3



4

图版 2.3 第 8 号墓出土遗物 (1)



圖版 24 第 8 号墳出土遺物 (2)